

中央区環境行動計画2023

別冊ーゼロカーボン ALL CHUOー

ー水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につなぐまち
ゼロカーボンシティ 中央区ー

URBAN
GREENING

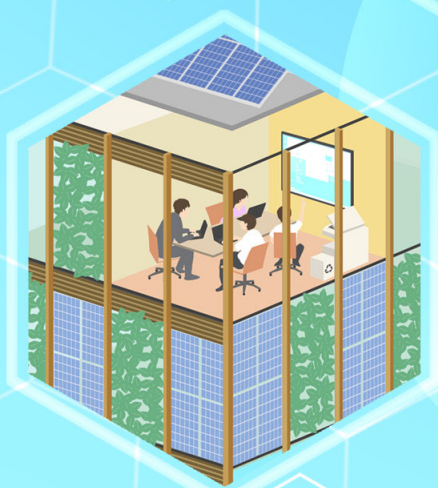


ALL
CHUO

RESILIENT
CITY



ZERO
EMISSION



CLEAN
CITY



CIRCULAR
SOCIETY



令和5(2023)年3月



中央区

中央区環境行動計画 2023 別冊目次

はじめに ～区民・事業者のみなさんへ～	1
第1章 別冊の基本的事項	3
(1) 別冊の位置づけ	3
(2) 対象範囲	4
(3) 計画の期間	4
第2章 現状と課題	5
2-1 地球温暖化の現状	5
(1) 地球温暖化の現状	5
(2) 日本の温室効果ガスの排出状況	6
2-2 区内の温室効果ガスの排出状況	7
(1) 対象とする温室効果ガスおよび部門	7
(2) 二酸化炭素排出量の動向	8
(3) 部門別の二酸化炭素排出量の動向と要因分析	11
(4) 二酸化炭素排出量の算定方法	17
2-3 再生可能エネルギーの導入状況	18
(1) 再生可能エネルギー導入状況	18
(2) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル（太陽光発電）	18
(3) 再生可能エネルギー導入ポテンシャルとエネルギー消費量の比較	20
2-4 気候変動（緩和策）に関する課題	21
(1) 産業部門	21
(2) 民生家庭部門	21
(3) 民生業務部門	21
(4) 運輸部門	22
(5) 廃棄物部門	22
(6) 再生可能エネルギーの活用	22
(7) 吸収源対策	23
第3章 温室効果ガスの削減目標	24
3-1 基本事項	24
(1) 計画の基準年度および目標年度	24
(2) 削減目標の考え方	24
3-2 削減目標の設定	25
(1) 中期目標の算定方法	25
(2) 二酸化炭素排出量の将来推計（現状趨勢ケース）	25
(3) 計画の削減目標	27
(4) 脱炭素社会の実現に向けたロードマップ・将来イメージ図	29
3-3 コベネフィットへの貢献	32
第4章 気候変動（緩和策）	33
4-1 施策体系	33

4-2	二酸化炭素排出量削減に関する取組	35
4-3	削減見込の算定	49

◆本計画の図表について

- ・ 本計画で掲載している図表のうち、出典が中央区の資料については出典資料の記載を省略しています。
- ・ 各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・ 脚注:「※」と記載しています。
- ・ 補足等の説明:「◎」と記載しています。

はじめに ～区民・事業者のみなさんへ～

近年、気候危機を回避し、持続可能な社会を実現するため、世界規模で脱炭素化が進められています。我が国では、「2050年カーボンニュートラル^{※1}」を宣言し、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されました。

本区においても、令和3(2021)年3月に「ゼロカーボンシティ^{※2}中央区宣言」を表明し、本計画では、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量の削減について野心的な目標を掲げることとしました。

目標の達成に至る道筋は決して容易ではなく、地球温暖化対策をこれまで以上に強力に進めていく必要があります。区が旗振り役となり率先して取組の強化を図るとともに、区民・事業者が一丸となった“ALL CHUO”の姿勢で脱炭素化を進めていきます。

中央区環境行動計画 2023(別冊) ーゼロカーボン ALL CHUOー

“ALL CHUO”で重点的に進める取組

☆家庭・事業者のゼロカーボンアクションの取組促進

中央エコアクトの普及・促進を通じて区民・事業者の行動変容を促し、日々の暮らしや事業活動における省エネの徹底を図るとともに、商業施設や大規模オフィスビル、高層マンション等が多く立地する本区の特性を踏まえ、開発事業等における民間施設やインフラの脱炭素化を進めます。

☆再生可能エネルギー^{※3}の導入・調達の加速

省エネルギーの取組等によりエネルギー使用量を低減した上で、さらに使用するエネルギーの脱炭素化を目指します。中央区内での再生可能エネルギー設備の導入と、都市間連携等による区外からの再生可能エネルギーによる発電電力の調達の両輪で取組を推進します。

☆吸収源対策の促進

都内連携による森林保全活動や「中央区の森」事業の拡大、都市公園をはじめとする緑地の保全・維持を促進する等、みどりの創出を図り、大都市に位置する本区においても、温室効果ガスの吸収源対策に力を入れて取り組みます。

※1 カーボンニュートラル

…温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

※2 ゼロカーボンシティ

…令和32(2050)年に二酸化炭素(CO₂)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らがまたは地方自治体として公表した地方自治体。

※3 再生可能エネルギー

…石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

ゼロカーボンシティ中央区宣言

この地球がかつて経験したことのない速さで進む温暖化

海の水が増え 多くの動植物がすみかを失い

自然災害が猛威を振るう

わたしたちは日々のくらしや命さえもおびやかされる危機に
直面しているのです

残された時間は多くありません

今こそ行動をおこすときです

未来ある子どもたちを想い

命あるすべてのものを慈しみ

みどりあふれる豊かな地球を次の世代につなぐため

二〇五〇年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを
中央区は今ここに宣言します

二〇二一年三月三十日



図1 ゼロカーボンシティ中央区宣言とロゴマーク

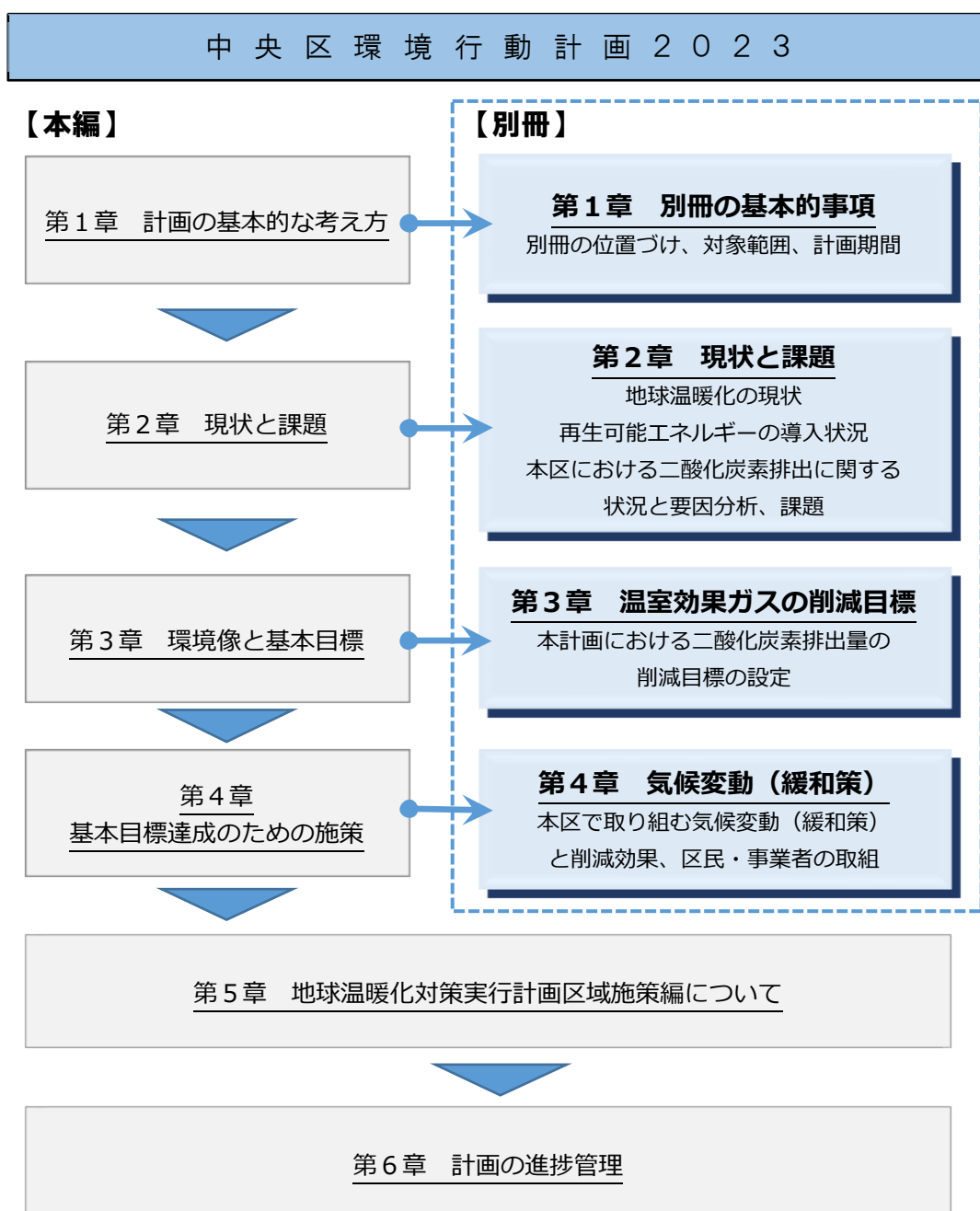
第1章 別冊の基本的事項

(1) 別冊の位置づけ

「中央区環境行動計画2023」は、本編と別冊による2部構成とします。

本編では、本区が実現を目指す望ましい環境像と6つの基本目標を設定し、基本目標の達成に向けて施策を設定するとともに、計画の推進および進捗管理の手法を整理します。

別冊においては、脱炭素社会の実現に向けた着実な取組遂行のため、本編における気候変動(緩和策)に関わる具体的な取組等を抽出し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として二酸化炭素の削減効果やロードマップ等について詳細に掲載します。



(2) 対象範囲

対象範囲は、中央区全域とします。なお、区域外にあっても、「中央区の森」事業等、区の事業は対象に含みます。

(3) 計画の期間

計画期間は本編と同様に、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とし、中期目標年度である令和12(2030)年度をもって見直しを行います。

【計画期間】

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度

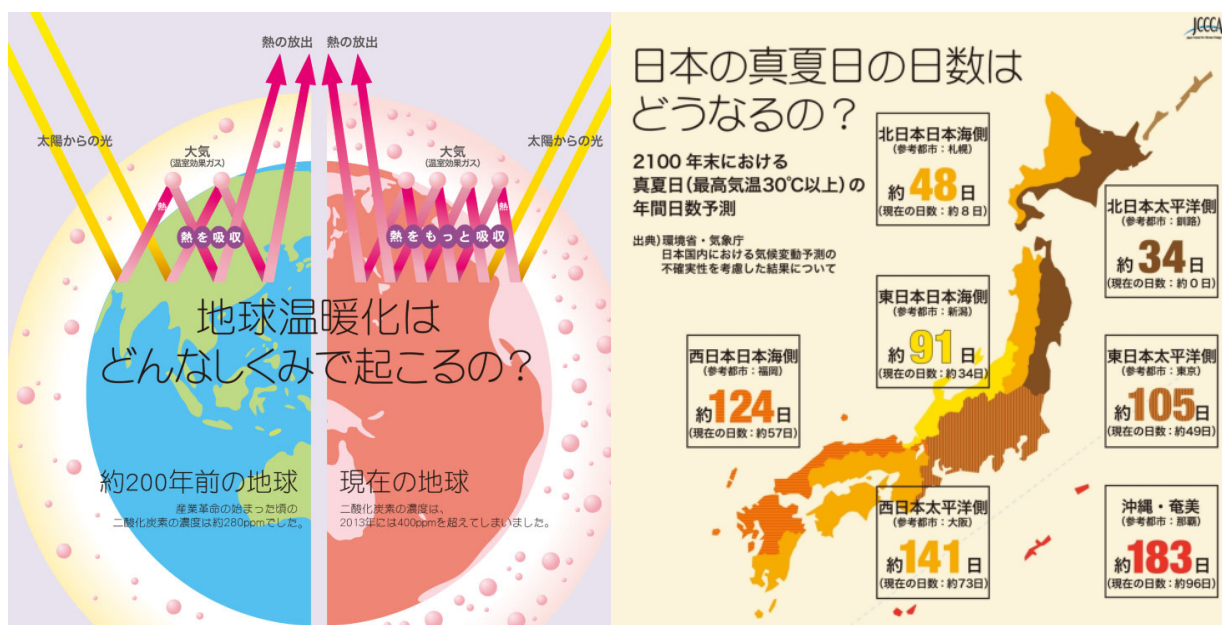
第2章 現状と課題

2-1 地球温暖化の現状

(1) 地球温暖化の現状

令和3(2021)年に公表されたIPCC第6次評価報告書では、令和元(2019)年の大気中の二酸化炭素濃度は産業革命前よりも約47%高くなっており、今世紀末の世界平均気温は、産業革命前と比べて1.0～5.7℃上昇すると予測されています。

日本においても、多くの地域で猛暑日や熱帯夜の日数が増加することが予測されています。今世紀末に、東京都の年間の真夏日日数は現在の約49日から、105日に増加するほか、熱中症の死者数や救急搬送者数が2倍以上に増加する予測です。



資料: 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

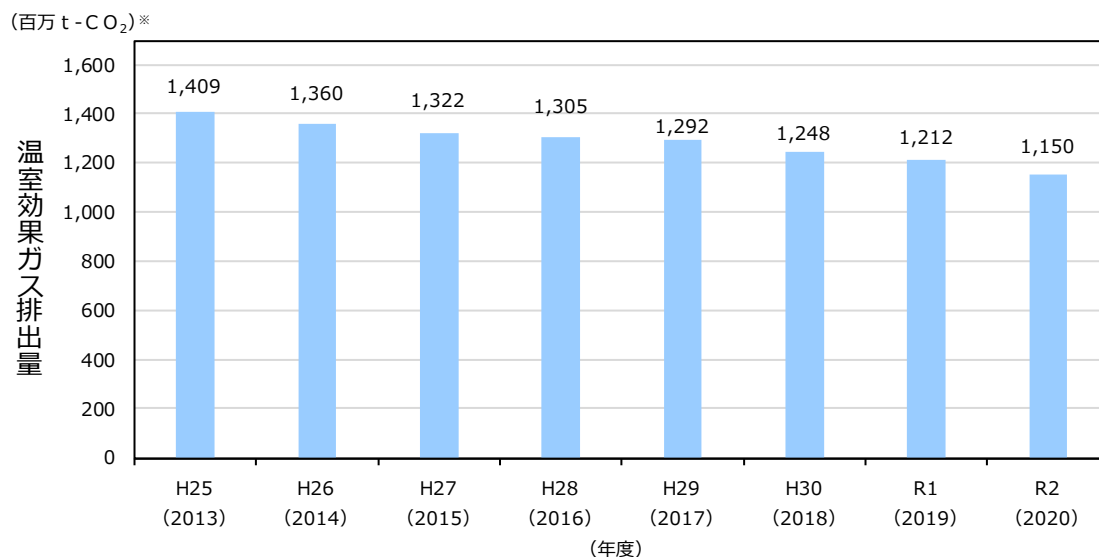
そのような中、国では令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針を表明し、令和3(2021)年10月に改訂された「地球温暖化対策計画」では、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続ける姿勢を示しました。

こうしたカーボンニュートラルの流れの中で、本区を含めた831の地方公共団体が「ゼロカーボンシティ」を表明しています(令和5(2023)年1月末時点)。東京都も「ゼロカーボンシティ」を表明しており、令和元(2019)年の表明以降、令和12(2030)年までに平成12(2000)年比で温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」の表明、令和32(2050)年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」の策定等を行い、地球温暖化対策を推進しています。

(2) 日本の温室効果ガスの排出状況

国全体の温室効果ガス排出量の推移は図 2-1のとおり、本計画の基準年度としている平成25(2013)年度以降、減少傾向にあります。

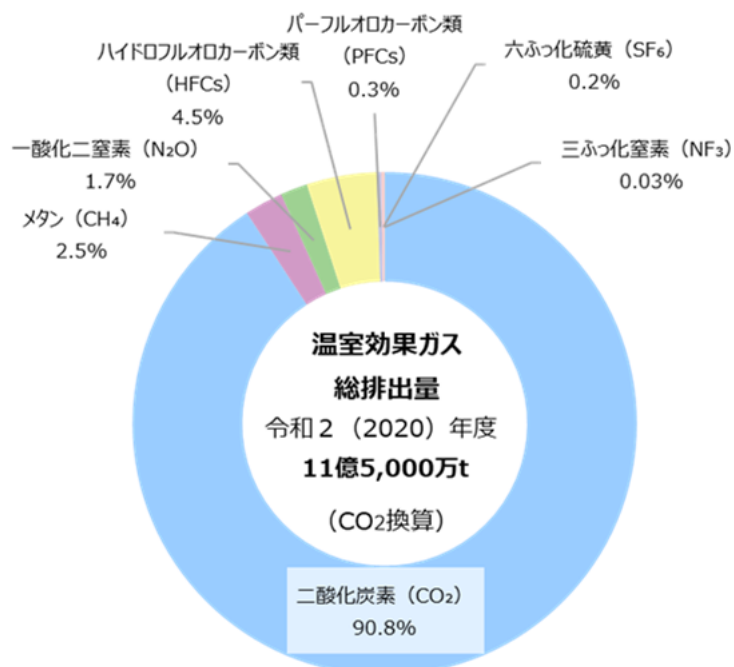
また、令和2(2020)年度の温室効果ガス総排出量は11億5,000万tとなっており、平成25(2013)年度比では18.4%減となりました。温室効果ガス別の割合では、図 2-2のとおり、二酸化炭素が最も多い90.8%を占めています。



資料：国立研究開発法人国立環境研究所 日本の温室効果ガス排出量データ

図 2-1 日本の温室効果ガス排出量の推移

※ 二酸化炭素以外についてはCO₂換算値



資料：国立研究開発法人国立環境研究所 日本の温室効果ガス排出量データ

図 2-2 日本の温室効果ガス排出量のガス別の割合

2-2 区内の温室効果ガスの排出現状

(1) 対象とする温室効果ガスおよび部門

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において対象とする7種の温室効果ガスのうち、区内の温室効果ガス排出量の約9割が二酸化炭素であることから、本計画では二酸化炭素を対象とします。

また、排出量を把握する部門は、次の5部門とします。

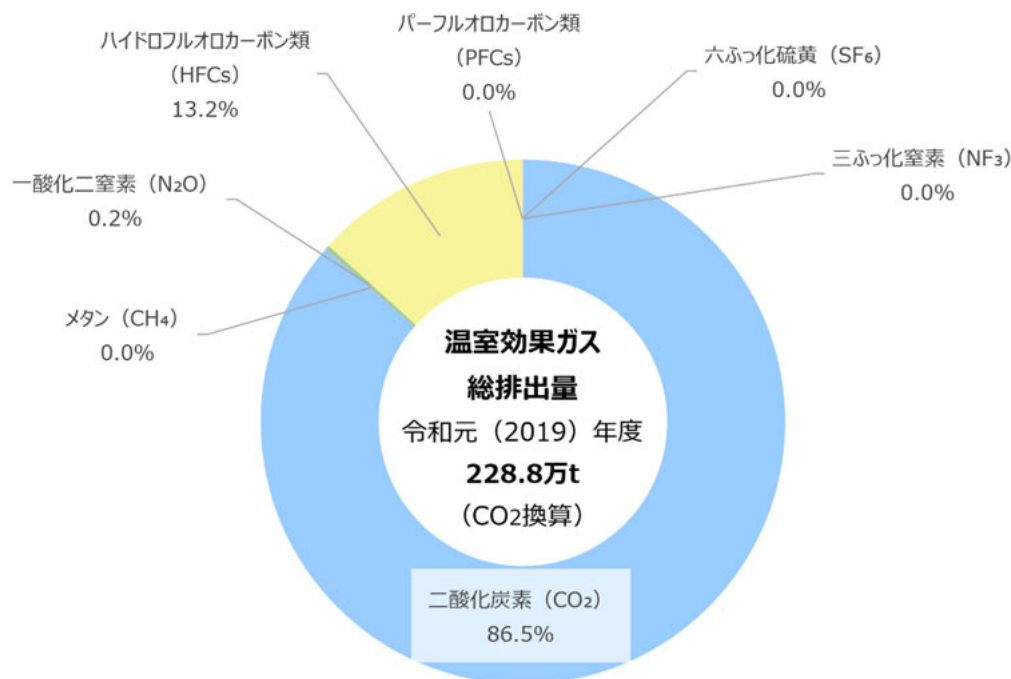
産業部門：農業、建設業、製造業におけるエネルギー消費に伴う排出

民生家庭部門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

民生業務部門：事務所、ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出

運輸部門：自家用自動車を含む自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

廃棄物分野：廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出(焼却処分)、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出(埋立処分)、排水処理に伴い発生する排出(排水処理)等



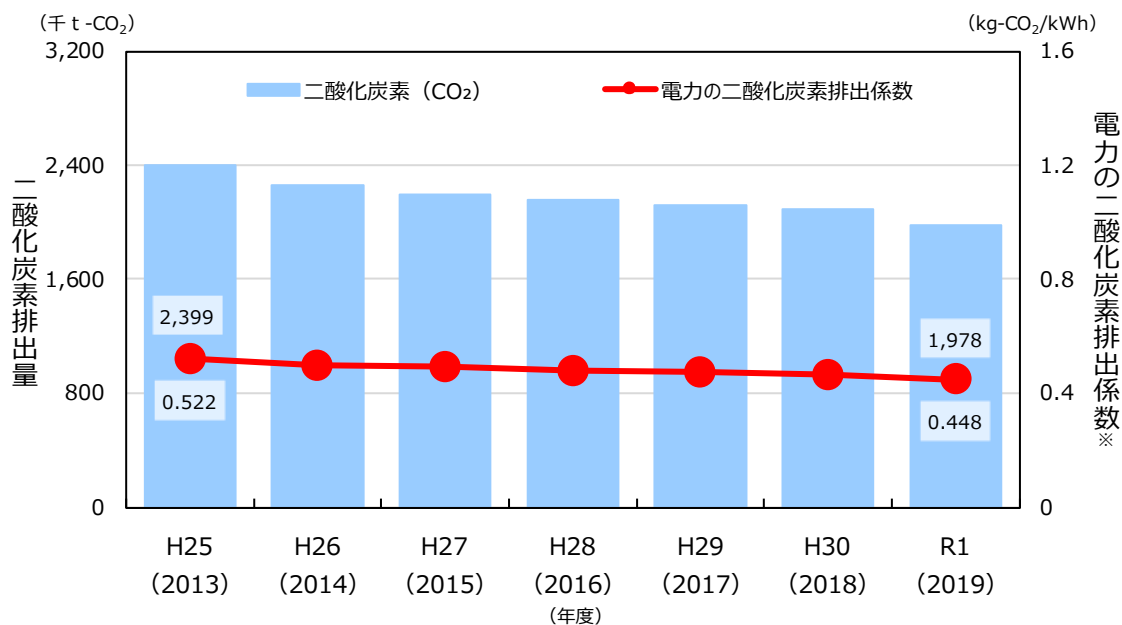
資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-3 区内の温室効果ガス排出量のガス別の割合

(2) 二酸化炭素排出量の動向

1) 区内の二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、平成25(2013)年度以降、減少傾向にあります。令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量については、基準年度である平成25(2013)年度と比較すると17.5%減となっています。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-4 中央区の二酸化炭素排出量の推移

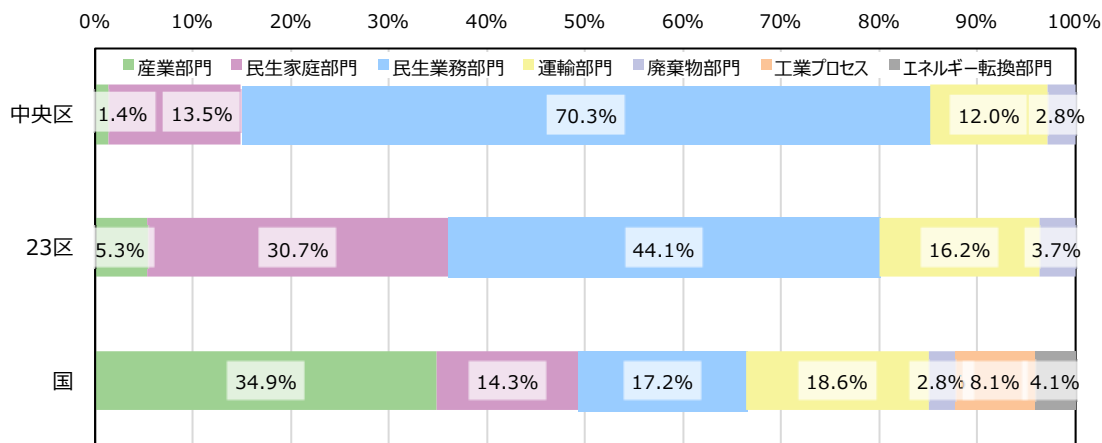
※ 電力の二酸化炭素排出係数

…電力事業者が一定の電力をつくり出す際にどの程度の二酸化炭素(CO₂)を排出したかを示す係数。火力発電は化石燃料を燃やして発電するため、火力発電の利用率が高いと排出係数は高くなり、再生可能エネルギーや原子力発電の利用率が高いと排出係数は低くなる。

2)23 区・国との比較

令和元(2019)年度の中央区・23区・国の二酸化炭素排出量の部門別割合は、国全体では産業部門が34.9%と最も多くなっていますが、中央区・23区はともに民生業務部門が最も大きな割合を占めています。

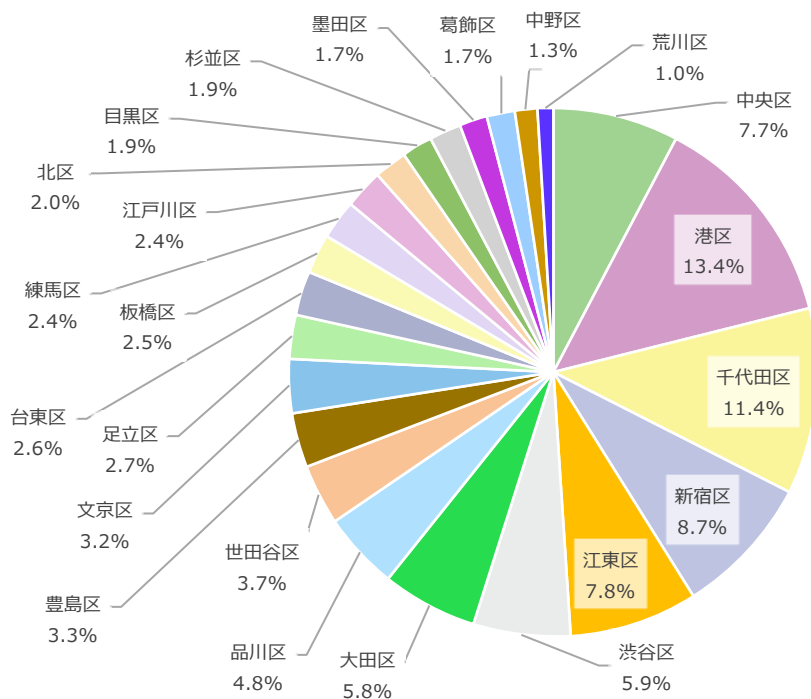
中央区と23区の民生業務部門の割合はそれぞれ70.3%、44.1%となっており、中央区の民生業務部門は23区に比べ約1.6倍の割合を占めています。



資料：(中央区・23区)特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)、

(国)環境省報道発表資料「2020年度(令和2年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について」

図 2-5 中央区・23 区・国における二酸化炭素排出量の部門別割合(令和元(2019)年度)

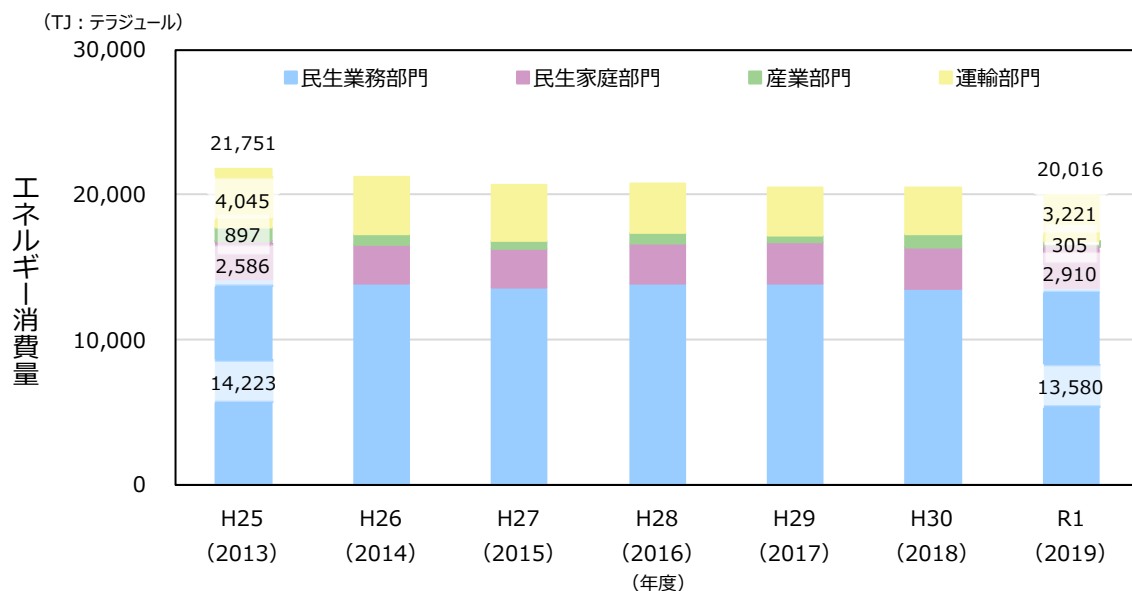


資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-6 23 区における二酸化炭素排出量(民生業務)の区別割合(令和元(2019)年度)

3) 区内のエネルギー消費量の動向

区内のエネルギー消費量は、減少傾向にあり、令和元(2019)年度は、平成25(2013)年度比で8.0%減となっています。部門別に見ると、運輸部門は20.4%、産業部門は66.0%、民生業務部門は4.5%減になっているものの、民生家庭部門においては、12.5%の増加となっています。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

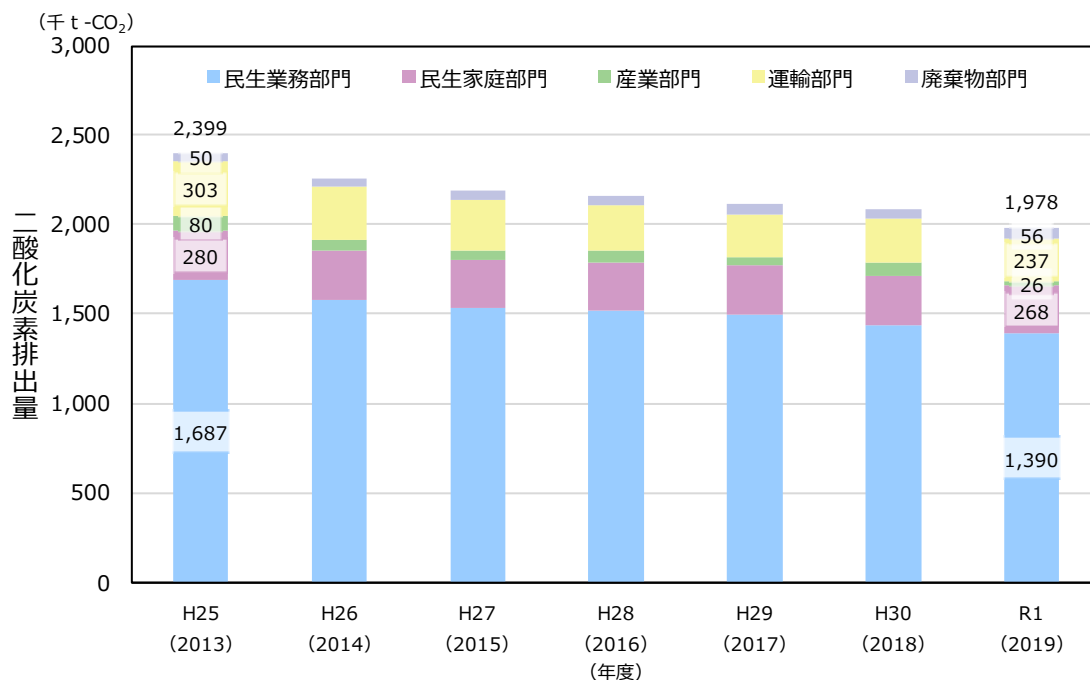
図 2-7 エネルギー消費量の推移

(3) 部門別の二酸化炭素排出量の動向と要因分析

● 部門別の二酸化炭素排出量

区内の二酸化炭素排出量は、減少傾向にあり、令和元(2019)年度は平成25(2013)年度比で17.5%減となっています。部門別では、産業部門が66.3%、民生家庭部門が4.3%、民生業務部門が17.6%、運輸部門が21.8%の減となっている一方で、廃棄物部門においては、12.0%増となっています。

次頁から、二酸化炭素排出量の動向について、部門別に分析していきます。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

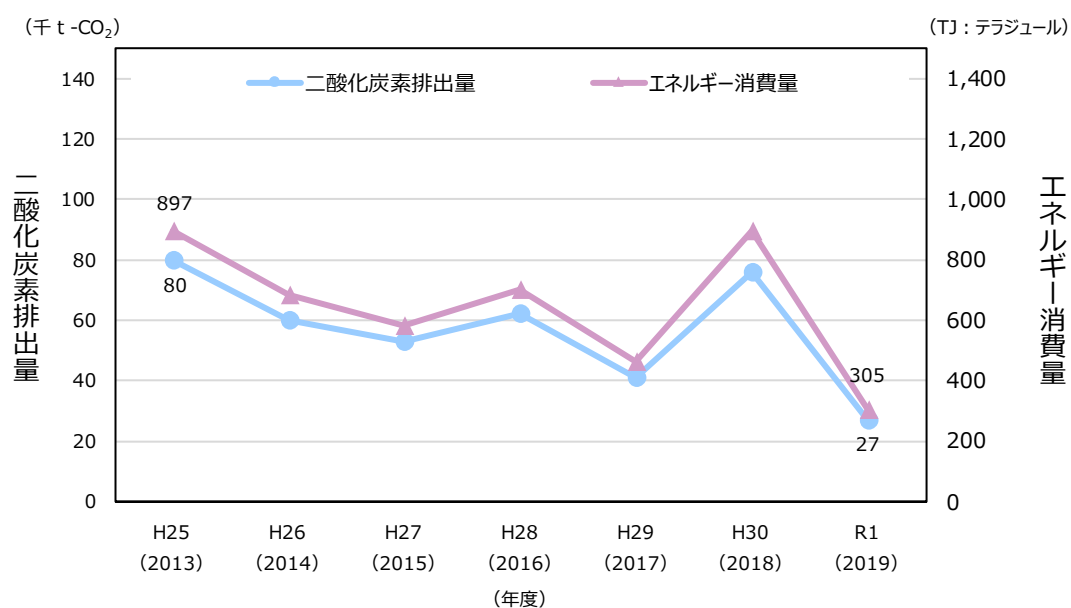
図 2-8 部門別二酸化炭素排出量の推移

● 産業部門

産業部門では、二酸化炭素排出量、エネルギー消費量が連動して増減を繰り返しながら推移しています。

どちらも令和元(2019)年度は平成25(2013)年度比で二酸化炭素排出量は66.3%減、エネルギー消費量は66.0%減と、5部門の中で最も大きく減少しました。

一方で、平成30(2018)年度において二酸化炭素排出量が大きく増加しました。これは、建設業におけるエネルギー消費量が増加したことが要因であり、区内におけるオフィスビル等の建設によるものと考えられます。今後も、区内の事業活動に伴って増減する可能性があります。



資料: 特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

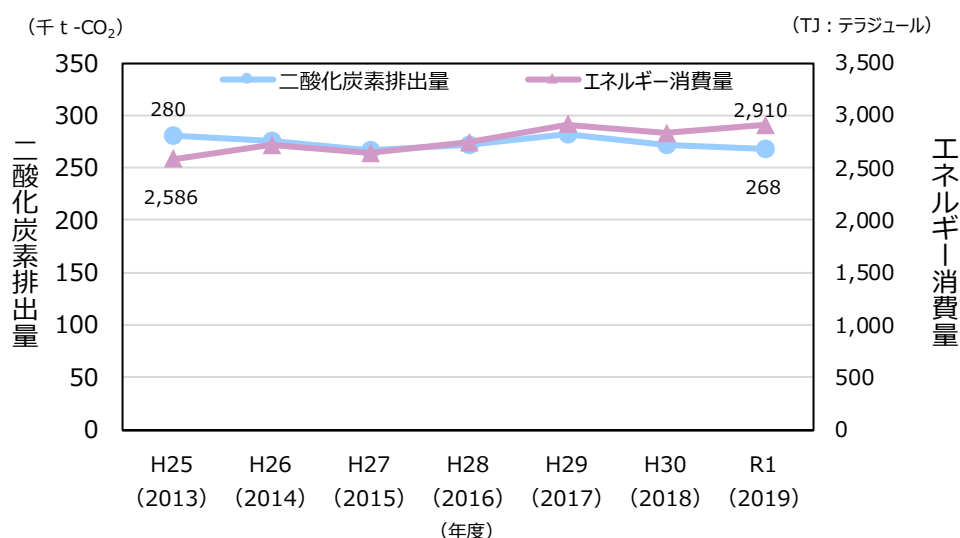
図 2-9 産業部門の二酸化炭素排出量およびエネルギー消費量の推移

● 民生家庭部門

民生家庭部門における二酸化炭素排出量は、微増した平成29(2017)年度を除き、平成25(2013)年以降は減少傾向であるものの、ほぼ横ばいです。令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量は、平成25(2013)年度比で4.3%減となりました。

一方、エネルギー消費量は増加傾向にあり、令和元(2019)年度のエネルギー消費量は、平成25(2013)年度比で12.5%増加しました。

人口と世帯数は平成25(2013)年以降増加傾向にあり、人口と世帯数の増加がエネルギー消費量の増加の一つの要因と考えられます。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-10 民生家庭部門の二酸化炭素排出量およびエネルギー消費量の推移

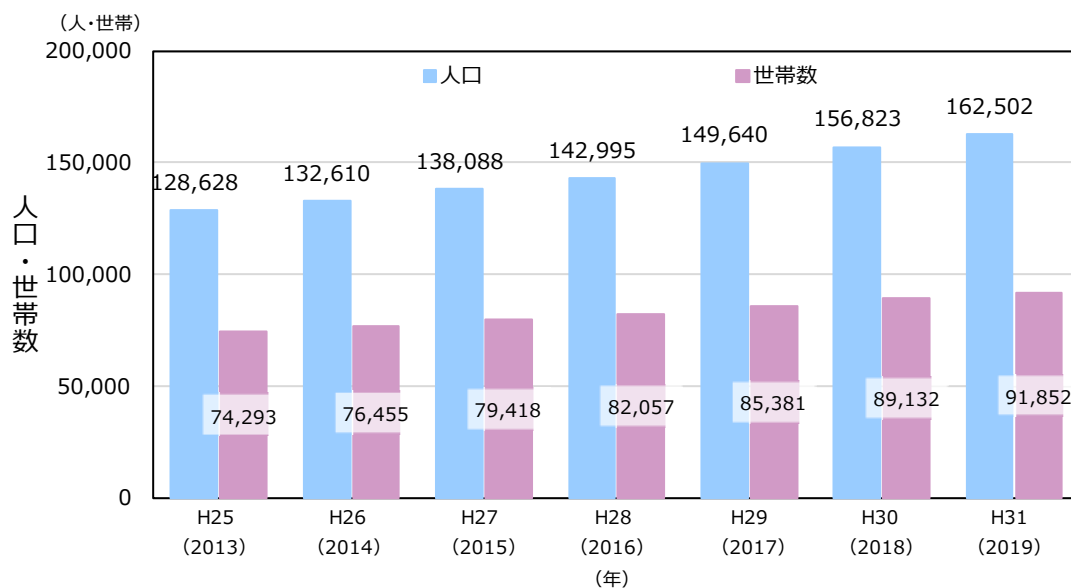
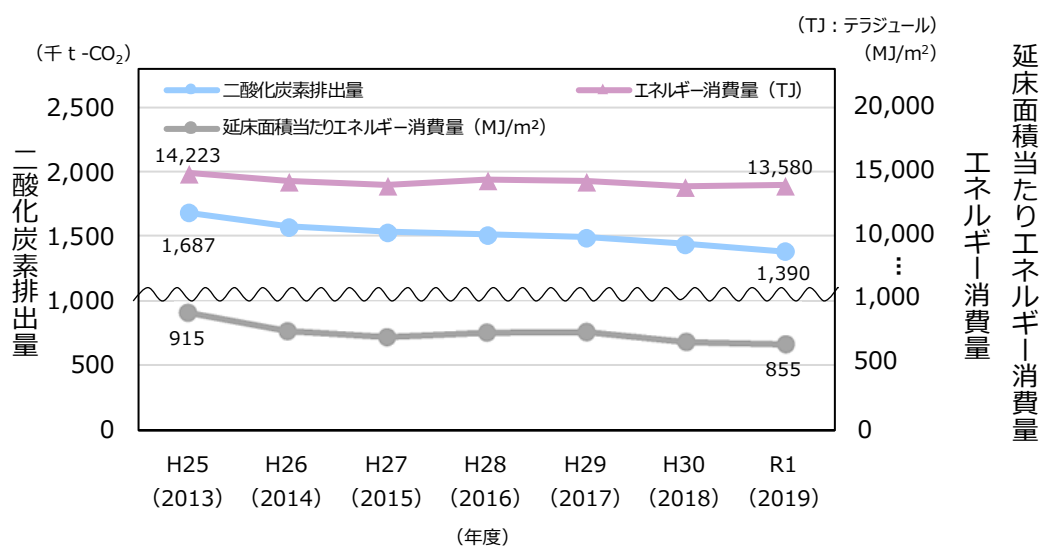


図 2-11 人口と世帯数の推移(各年1月1日)

● 民生業務部門

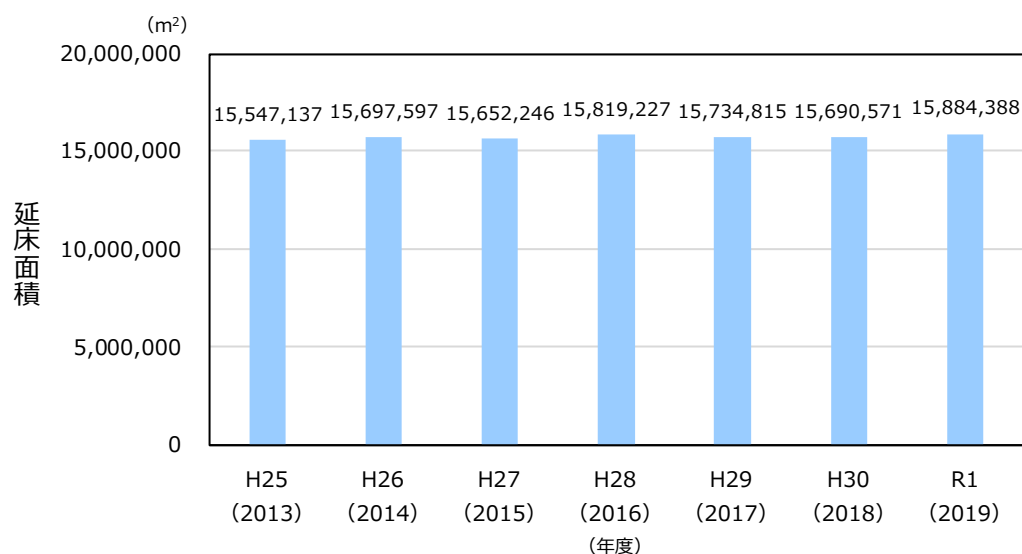
民生業務部門における二酸化炭素排出量は、平成25(2013)年度以降減少傾向にあります。令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量は、平成25(2013)年度比で17.6%減となりました。

エネルギー消費量は、民生業務部門の事業所の延床面積が増加しているのに対し、微減しています。延床面積当たりの消費量が減少していることから、省エネルギーの取組による効果が示唆されます。一方で、令和元(2019)年度において平成25(2013)年度比で4.5%減と、二酸化炭素排出量に比べて減少幅は小さいことから、二酸化炭素の排出量の減少の要因として、電力の排出係数の低減(図 2-4)による影響も考えられます。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-12 民生業務部門の二酸化炭素排出量およびエネルギー消費量の推移



資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料ほか

図 2-13 民生業務部門の事業所の延床面積の推移

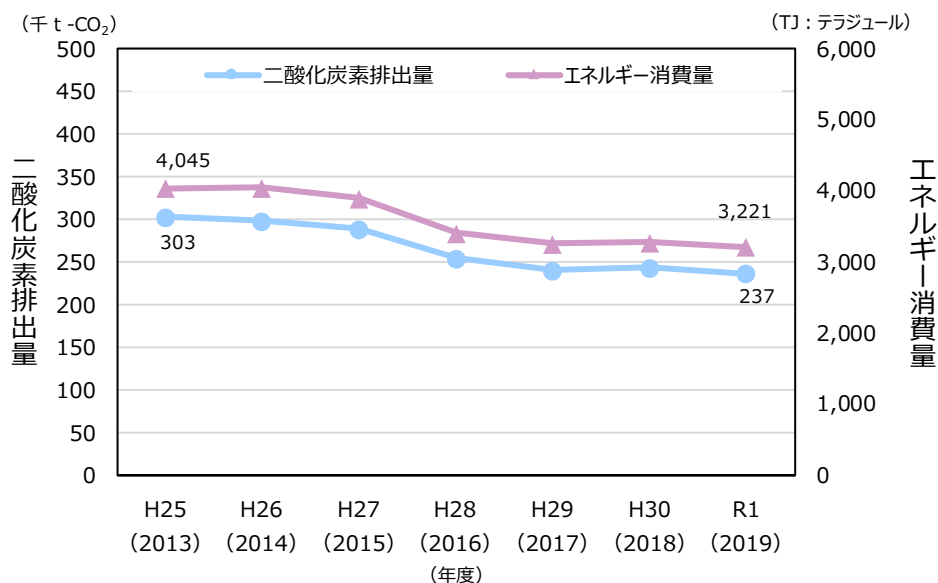
● 運輸部門

運輸部門においては、平成30(2018)年度を除き、平成25(2013)年度以降はともに減少傾向にあります。

令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量とエネルギー消費量は、平成25(2013)年度比でそれぞれ21.8%、20.4%減となりました。

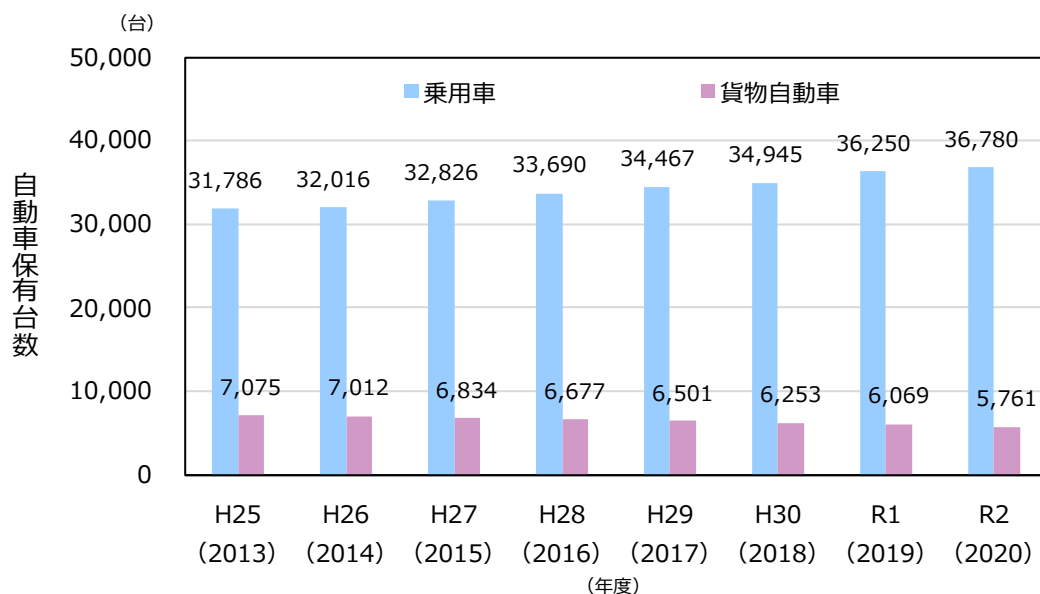
自動車保有台数は増加傾向にある一方で、東京都全体でガソリンと軽油の使用量や、旅客自動車の年間の走行距離が減少傾向※にあり、自動車の使用状況の変化が、運輸部門における二酸化炭素排出量の減少の要因と考えられます。

※特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)より



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-14 運輸部門の二酸化炭素排出量およびエネルギー消費量の推移



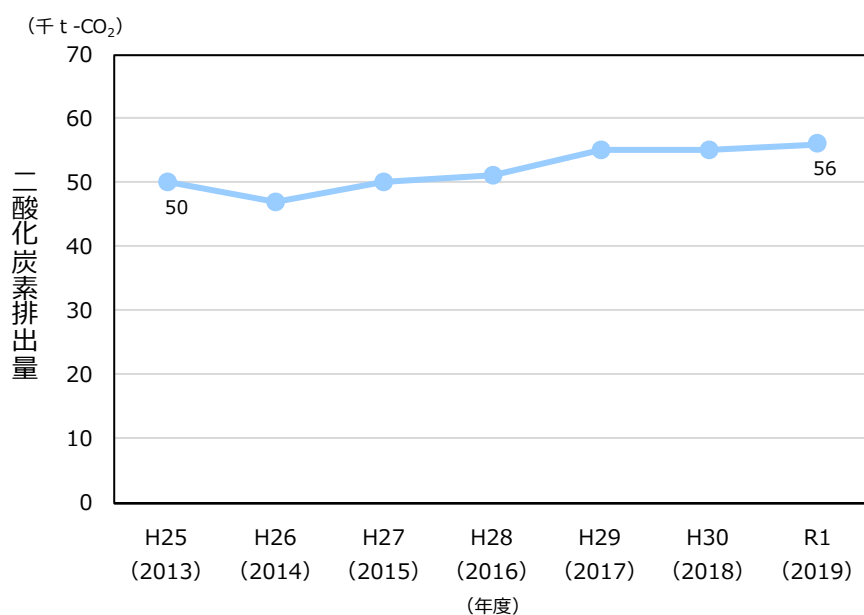
資料：東京都統計年鑑

図 2-15 中央区の自動車保有台数(乗用車・貨物自動車)の推移

● 廃棄物部門

廃棄物部門における二酸化炭素排出量は、平成26(2014)年度に減少したものの、平成27(2015)年度に増加傾向に転じ、令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量は、平成25(2013)年度比で12.0%の増加となりました。

区内のごみ収集量においては、平成29(2017)年度以降は平成25(2013)年度のごみ収集量を上回っているものの、増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっています。廃棄物部門における二酸化炭素排出量は、主に廃棄物に含まれるプラスチックごみや合成繊維の焼却によって排出されており、区内のごみ排出量の増加が要因と考えられます。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-16 廃棄物部門の二酸化炭素排出量の推移

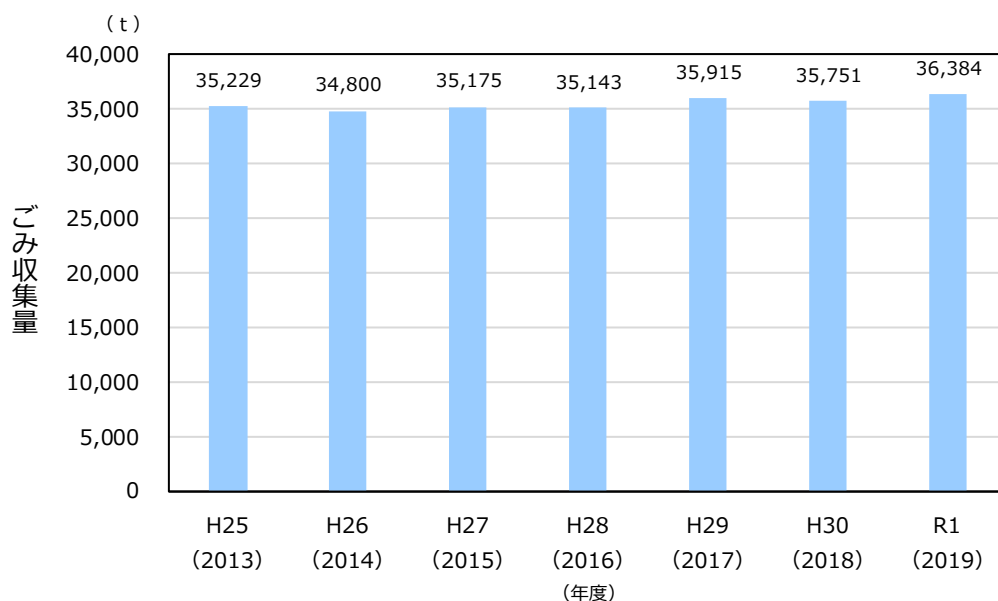


図 2-17 家庭・事業系区収集ごみ量の推移

(4) 二酸化炭素排出量の算定方法

1) 現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」により毎年公表されている温室効果ガス排出量のデータを用いています。

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

表 2-1 算定対象部門および算定方法の概要

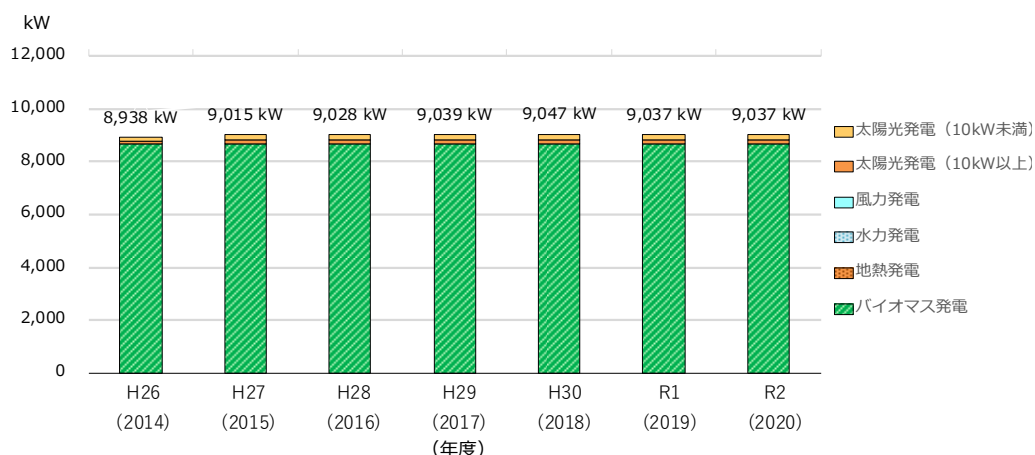
部門		電力・都市ガスエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業部門	農業	農業は都のエネルギー消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。	
	建設業	東京都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で按分する。	
	製造業	■電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算出する。 ■都市ガス：工業用供給量を計上する。	東京都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に当該市区町村の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
民生家庭部門		■電力：電灯使用量から家庭用を算出する。 ■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。	LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ算出する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
民生業務部門		■電力：市区町村内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■都市ガス：業務用を計上する。	東京都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に当該市区町村内の延床面積を乗じることにより算出する。
運輸部門	自動車	—	特別区、多摩地域では、東京都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。島しょ地域においては、エネルギー消費原単位に活動量（自動車保有台数）を乗じる。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員数を乗じることにより算出する。	2019年度現在、貨物の一部を除き、東京都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
廃棄物部門		—	廃棄物発生量を根拠に算出する。

資料：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

2-3 再生可能エネルギーの導入状況

(1)再生可能エネルギー導入状況

区内における再生可能エネルギーの導入量は、令和2(2020)年度において9,037kWであり、その大半を中央清掃工場におけるバイオマス発電※が占めています。また、再生可能エネルギーによる発電量は、令和2(2020)年度において、バイオマス発電が60,970MWh、太陽光発電が419MWhであり、導入量と同様に、平成26年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：環境省自治体排出量カルテ

図 2-18 区域の再生可能エネルギーの導入容量累積の推移

◎固定価格買取制度を利用している発電量

(2)再生可能エネルギー導入ポテンシャル(太陽光発電)

再生可能エネルギーには、エネルギー資源を電力として利用する場合と熱として利用する場合がありますが、後者の場合、土地利用をはじめとした本区の特性上、ポテンシャルの活用が難しい状況にあります。

また、再生可能エネルギーの中には、風力発電や中小水力発電のように、本区には導入ポテンシャルが乏しいエネルギー資源があります。

ここでは、導入ポテンシャルを活用できる可能性があるエネルギー資源として、電力で利用する場合の「太陽光発電」を取り上げます。

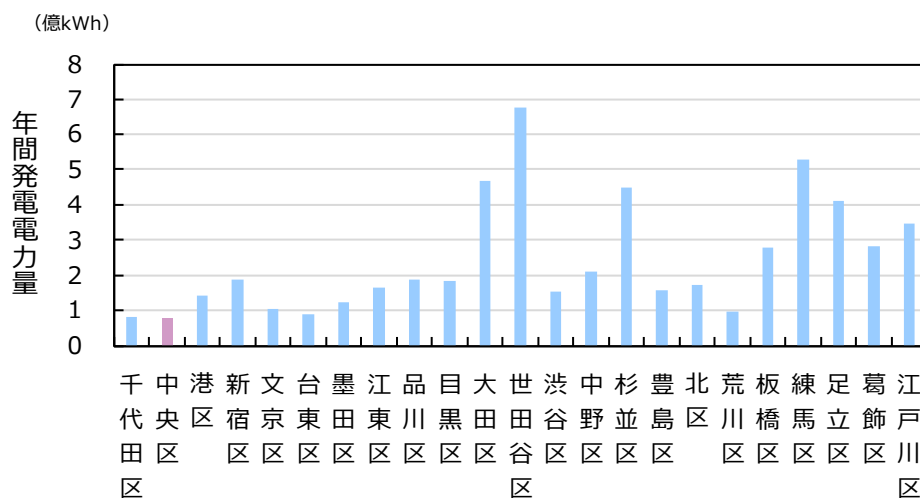
※ バイオマス発電

…木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。バイオマスを燃焼した場合にも化石燃料と同様に二酸化炭素(CO₂)が必ず発生するが、植物はその二酸化炭素(CO₂)を吸収して生長し、バイオマスを再生産するため、トータルで見ると大気中の二酸化炭素(CO₂)の量は増加しないと見なすことができる。

環境省資料によると、太陽光発電は、建物の屋上や屋根に設置する「建物系」に導入する場合、「図 2-19」のとおり、電力が得られる見込みです。一方、遊休地等に設置する「土地系」の導入では、本区では十分な土地の確保が難しいため、電力を得られない見込みです。

「建物系」は官公庁、病院、学校、戸建住宅、集合住宅、工場・倉庫、その他建物、鉄道駅における太陽光発電の推計値です。

区内の建物の屋上や屋根で太陽光発電を行う場合、多くの場所で1km²あたり7,500～10,000kWの電力が得られ、区全体では1年間で78,046MWhの電力が得られる見込みです。これは、約16,000世帯が1年間で消費する電力に相当します。



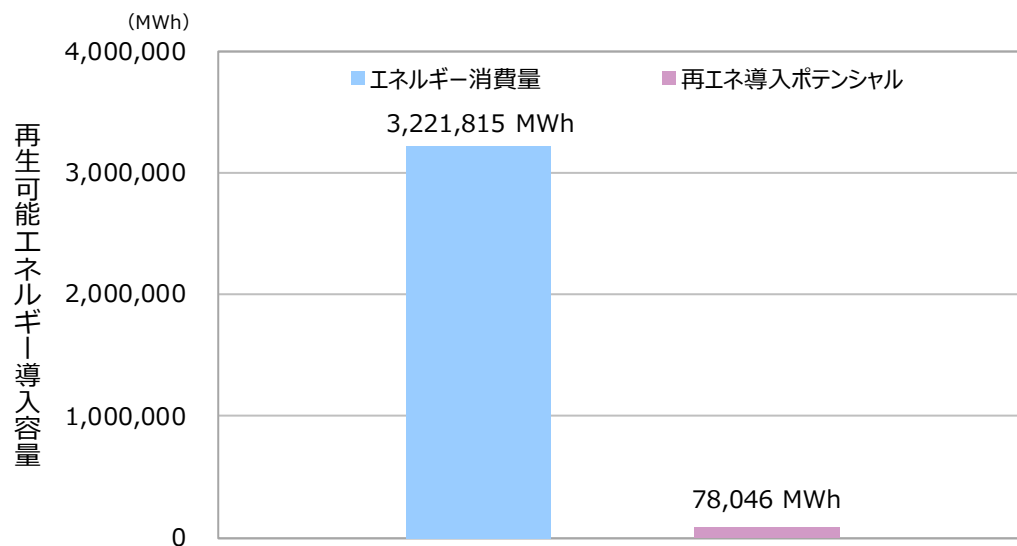
資料：自治体排出量カルテ（環境省）

図 2-19 23区の太陽光発電(建物系)導入ポテンシャル比較(令和3(2021)年)

(3)再生可能エネルギー導入ポテンシャルとエネルギー消費量の比較

区内の令和元(2019)年度におけるエネルギー消費量は、電力に着目した場合、3,221,815MWhであることから、太陽光発電による再生可能エネルギー導入ポテンシャルの総量は、この2.4%に相当します。

最大限に再生可能エネルギーを導入した場合においても、区内への再生可能エネルギーによる発電設備の導入だけでは、区内のエネルギー消費量を賄うことは困難です。



資料:特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)、環境省自治体排出量カルテ

図 2-20 区内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギー導入ポテンシャル(電力)

2-4 気候変動（緩和策）に関する課題

(1) 産業部門

産業部門においては、令和元(2019)年度に二酸化炭素排出量とエネルギー消費量ともに66%以上を削減(平成25(2013)年度比)しており、他部門に比べて高い削減率となっています。

一方で、区内におけるマンション等の建設や、経済活動に伴って、その排出量は増減することから、引き続き、建物や設備の省エネルギーや作業工程の効率化、環境負荷の低いエネルギーの選択等により、二酸化炭素排出量とエネルギー消費量のさらなる削減に努めることが求められます。

(2) 民生家庭部門

民生家庭部門では、二酸化炭素排出量はほぼ横ばいのまま推移していますが、エネルギー消費量は人口や世帯数の増加に伴って増加傾向にあります。本区においては今後も人口及び世帯数が増加することが予測され、家庭におけるエネルギー消費量の低減が求められます。

住宅や設備面の対策として、住宅の新築・増改築時に高断熱化等の省エネルギー性能の高い建築にする、省エネルギー型の電化製品や機材・設備への買い替えを行うほか、スマートメータやIoTを活用したHEMS※1の導入や再生可能エネルギーを活用した住宅のZEH※2化等住宅の省エネ化を促進する必要があります。

また、電気をこまめに消す、冷暖房機器の適切な温度設定を心がけるなど、日々の生活で節電や省エネに積極的に取り組んでいくなどの区民の協力を得ながら取組を進めることが重要です。

(3) 民生業務部門

民生業務部門における二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、エネルギー消費量がほぼ横ばいです。これは電力の排出係数の低減によるものであると考えられます。

事業所の建物や設備面において、高断熱化等の省エネルギー性能の高い建築にする、省エネルギー型の機材・設備を導入することに加えて、今後はスマートメータやIoTを活用したBEMS※3の導入や再生可能エネルギーを活用した建物のZEB※4化等を推進する必要があります。

また、本区では業務用建築物の延床面積が増加しており、開発事業者への働きかけによる脱炭素化の促進が欠かせません。事業者が省エネ法を遵守のうえ事業所のエネルギー消費量を把握していくことや、導入機材や設備を適切に使用するなど事業者の協力を得ながら取組を進めることが重要です。

※1 HEMS

…家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組み。

※2 ZEH

…快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建物のこと。

※3 BEMS

…室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。先行していた産業界のFA(Factory Automation:ファクトリー・オートメーション)の対語として、BA(Building Automation:ビル・オートメーション)と呼ばれることもある。

BEMSは、ITを利用して業務用ビルの照明や空調等を制御し、最適なエネルギー管理を行うもので、要素技術としては人や温度のセンサーと制御装置を組み合わせたものである。

※4 ZEB

…快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建物のこと。

(4) 運輸部門

運輸部門における令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量とエネルギー消費量は、いずれも平成25(2013)年度比で20%以上を削減しています。

これは自動車の走行距離の低減によると考えられ、さらなる二酸化炭素排出量の削減につなげるため、区民・事業者への鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進を図ることが求められます。

また、江戸バスのZEV※¹化やコミュニティサイクル※²の推進等、温室効果ガスを排出しない移動手段への転換が重要です。

さらに、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)※³等ZEVの導入促進や、エコドライブの普及啓発等を通じて、効率的な自動車利用の促進が求められます。

(5) 廃棄物部門

廃棄物部門では、二酸化炭素排出量は増加傾向にあります。区内のごみの焼却に伴うものであり、焼却ごみの排出量の低減が重要です。

ごみの発生抑制のため、簡易包装の商品や詰替え商品の推奨による容器包装の削減や、フードドライブや食べきり協力店制度による食品ロスの削減等の取組を、消費者や事業者とともに推進していくことが求められます。

また、プラスチック製容器包装等の資源の一部が燃やすごみとして排出されていることから、ごみと資源の分け方や出し方について、区民や事業者へ冊子やホームページ等でわかりやすく案内し、多様なリサイクル方法による資源の分別と循環を推進していく必要があります。

(6) 再生可能エネルギーの活用

本区における再生可能エネルギーの導入実績について、固定価格買取制度を活用した太陽光発電設備の令和2(2020)年度における発電量は419MWhであり、導入ポテンシャル78,046MWhの0.5%と低い状況です。区内における再生可能エネルギーの発電設備の導入について、集合住宅やビルが多く立地する本区の特性を踏まえた導入促進策を検討することが必要です。

一方、令和元(2019)年度の本区のエネルギー消費量に対して、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは2.4%に過ぎないため、最大限に再生可能エネルギーを導入した場合においても、消費するエネルギーの大半を区外から調達する必要があります。そのため、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの高い他自治体との連携による再生可能エネルギー電力の調達や、再生可能エネルギー電力に要する電力料金の低減による導入促進策に取り組むことが求められます。

※1 ZEV

…走行時に二酸化炭素(CO₂)等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHV)のこと。

※2 コミュニティサイクル

…地域内で自転車を共有するシステムで、貸出・返却のための拠点(サイクルポート)を複数設置し、どのサイクルポートでも自由に乗り降りできるもの。

※3 燃料電池自動車(FCV)

…燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。

(7)吸収源対策

森林や緑地等の緑は、吸収源と呼ばれ、植物の光合成や微生物の炭素固定等により、二酸化炭素を吸収する働きがあります。カーボンニュートラルの実現に向け、各部門において二酸化炭素排出量の削減を図るだけでなく、吸収源対策にも取り組む必要があります。

商業ビルや集合住宅が多く、新たな緑地整備のための土地の確保が難しい本区では、都市間連携による「中央区の森」事業の推進や、開発事業に合わせた公園・緑被地の整備、拡充等により緑の保全・創出を図り、吸収源対策を推進します。

第3章 温室効果ガスの削減目標

3-1 基本事項

(1) 計画の基準年度および目標年度

国の「地球温暖化対策計画」(令和3(2021)年10月)を踏まえ、基準年度を平成25(2013)年度、目標年度を令和12(2030)年度とします。

【基準年度】

平成25(2013)年度

【目標年度】

令和12(2030)年度

(2) 削減目標の考え方

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標は、計画期間内の令和12(2030)年度における中期目標、「ゼロカーボンシティ中央区宣言」に基づく令和32(2050)年における長期目標を設定します。

長期目標は、脱炭素社会を目指すとともに、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとします。中期目標は、東京都が掲げる「カーボンハーフ」を考慮し、令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比で二酸化炭素排出量を50%削減することを目指します。

表 3-1 目標年度と削減目標の考え方

目標年度	目標の考え方	設定する削減目標
中期目標 (令和12 (2030) 年度)	● 二酸化炭素排出量50%削減を目指す (平成25(2013) 年度比) ● 部門ごとに実施可能な取り組みの削減効果を積み上げて設定	二酸化炭素削減量
長期目標 (令和32 (2050) 年)	● 「ゼロカーボンシティ中央区宣言」に基づき、脱炭素社会を目指す、二酸化炭素排出量実質ゼロ	

3-2 削減目標の設定

(1) 中期目標の算定方法

中期目標は、現状から追加的な対策を行わず、かつ将来の電源構成[※]等の外的要因を考慮した場合（現状^{すうせい}趨勢ケース）の将来推計を行い、この現状趨勢ケースの排出量から、新たな対策の実施による削減量を減じることで算定します。

削減量は、本計画の施策・具体的な取組に基づく対策効果の積み上げ値を推計します。推計にあたっては、国や東京都の取組により期待される効果を考慮します。

※「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（経済産業省）で示す電源構成における再生可能エネルギーの割合を参照

【中間目標の排出量の算定】

$$\text{中期目標の排出量} = \text{現状趨勢ケースの排出量} - \text{施策等による削減量}$$

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

本区の統計データや将来予測データを参考に令和12（2030）年度までの二酸化炭素排出量（現状趨勢）を推計しました。

なお、現状趨勢ケースの推計は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき行い、表 3-2に示す方法で部門別に推計しました。

外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

将来推計の結果、図 3-1のとおり、令和12（2030）年度における区の二酸化炭素排出量は1,639千t-CO₂となり、平成25（2013）年度比で約3割の削減となる見込みです。

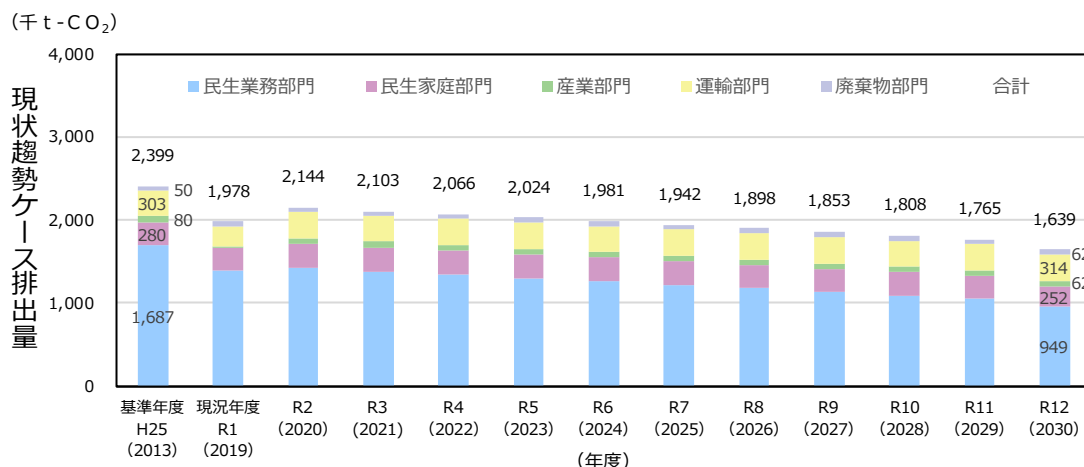


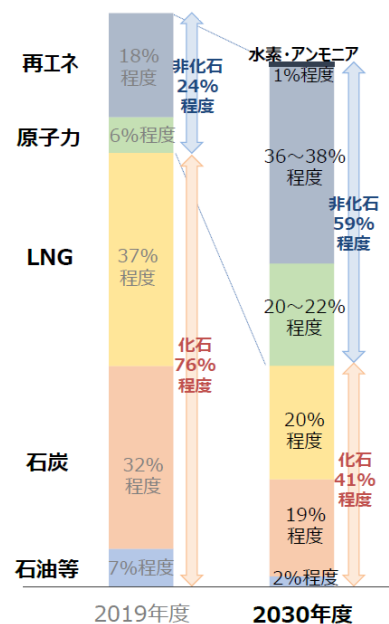
図 3-1 二酸化炭素排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

表 3-2 部門別の将来推計の方法

部門		推計方法
産業部門	農業	平成25(2013)年度の排出量と同程度で推移すると仮定
	建設業	建築着工床面積について、家庭系は世帯数(民生家庭部門を参照)、業務系は業務系延床面積(民生業務部門を参照)の平成25(2013)年度から令和12(2030)年度の伸び率をそれぞれ乗じ、これらを合計した建築着工床面積全体の伸び率を予測 平成25(2013)年度の建設業の二酸化炭素排出量に、建築着工床面積の伸び率を乗じることで、令和12(2030)年度の排出量を推計
	製造業	製造品出荷額について、平成28(2016)年度から令和元(2019)年度の4年間のデータを基に推計を行い、平成25(2013)年度から令和12(2030)年度の伸び率を予測 平成25(2013)年度の製造業の排出量に、製造出荷額等の伸び率を乗じることで、令和12(2030)年度の排出量を予測
民生家庭部門		世帯数について、「中央区将来人口の見通しについて 令和4(2022)年1月推計」における将来人口を用いて令和12(2030)年度までの世帯数の推移を基に推計 平成25(2013)年度の民生家庭部門の排出量に世帯数の伸び率を乗じることで、令和12(2030)年度の排出量を予測
民生業務部門		業務系延べ床面積について、平成22(2010)年度から令和元(2019)年度のデータを基に推計を行い、平成25(2013)年度から令和12(2030)年度の伸び率を予測 平成25(2013)年度の民生業務部門の排出量に、延べ床面積の伸び率を乗じることで、令和12(2030)年度の排出量を予測
運輸部門	自動車	世帯当たりの自動車保有台数の実績値および世帯数の推計値を基に、平成25(2013)年度から令和12(2030)年度の自動車保有台数の伸び率を予測 平成25(2013)年度の自動車からの二酸化炭素排出量に、自動車保有台数の伸び率を乗じることで、令和12(2030)年度の排出量を推計
	鉄道	区内の駅の乗降人員について、平成22(2010)年度から平成30(2018)年度の9年間のデータを基に推計を行い、平成25(2013)年度から令和12(2030)年度の伸び率を予測 平成25(2013)年度の鉄道からの二酸化炭素排出量に、乗降人員の伸び率を乗じることで、令和12(2030)年度の排出量を推計
廃棄物部門		「中央区一般廃棄物処理基本計画」の区収集ごみの予測値(令和2(2020)年度、令和7(2025)年度)の伸び率を基に、令和12(2030)年度の廃棄物部門の排出量を推計

【電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数】

環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づく、数値(0.25kg-CO₂/kWh)を活用しました。



資料: 経済産業省「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」

図 3-2 令和12(2030)年度の電源構成

(3) 計画の削減目標

現状趨勢ケースに対し、区・区民・事業者が一体となって地球温暖化対策(緩和策)を講じることで、中期目標(対策ケース)として、令和12(2030)年度の区内の二酸化炭素排出量を平成25(2013)年度比で50%削減することを目指します。

また、長期目標として、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

【中期目標】

令和12(2030)年度の区内の二酸化炭素排出量
平成25(2013)年度比 **マイナス50%** を目指します

【長期目標】

令和32(2050)年までに
二酸化炭素排出量実質ゼロ を目指します

さらに、二酸化炭素排出量削減目標の達成に向け、令和12(2030)年度における再生可能エネルギーの使用量を、区内の電力消費量の50%以上とすることを目指します。

【中期目標】

令和12(2030)年度の区内の再生可能エネルギーの使用量
区内の電力消費量の50%以上 を目指します

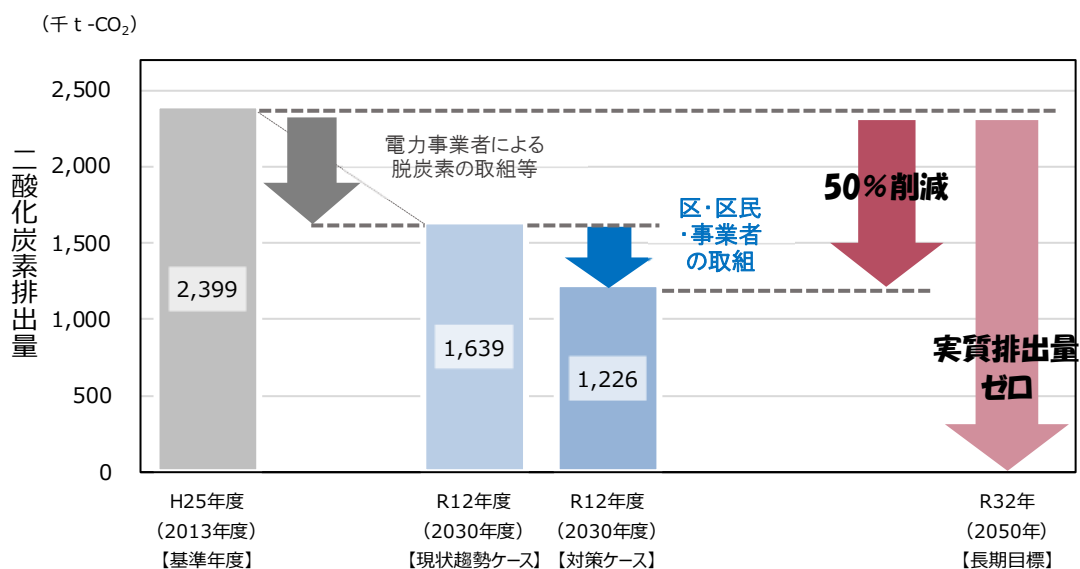


図 3-3 二酸化炭素排出量の削減目標

表 3-3 基準年度および目標年度の二酸化炭素排出量 (t-CO₂)

部門	平成25 (2013) 年度 排出量	令和12 (2030) 年度	
		削減量	平成25年度比 削減率
現状趨勢ケース (電力会社による取組等)		760,869	32%
区・区民・事業者の取組		412,882	17%
各部門における取組		82,466	—
再生可能エネルギーの区内での導入		4,773	
区外からの調達 [※]		190,939	
吸収源対策		61	
業界団体における取組		134,642	
合計	2,399,449	1,173,750	49%

※他自治体との都市間連携等を通じた、区外からの再生可能エネルギーによる発電電力の調達

再生可能エネルギーの使用量は、本計画の施策に基づく区内への発電設備の導入や区外からの調達のほか、電力事業者の取組を通じた電源構成の改善を踏まえて設定しました。電力事業者の取組による割合は、図 3-2のとおり、令和12(2030)年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合(36~38%)を参照しています。

表 3-4 再生可能エネルギーの使用量の内訳

取組	電力消費量に対する割合
区内での再生可能エネルギー発電設備導入	0.5 %
区外からの再生可能エネルギーによる発電電力の調達 ^{※1}	20.0 %
電力事業者による取組 ^{※2}	36.0 %

※1 他自治体との都市間連携による調達、再生可能エネルギー電力への切替等

※2 将来推計(現状趨勢ケース)における外的要因として考慮

再生可能エネルギー発電設備導入のための土地の確保が困難である本区においては、区内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが小さいため、電力会社の取組による電源構成の改善とともに、再生可能エネルギーの大半を区外から調達する必要があります。

目標達成に向け、都市間連携による区外からの再生可能エネルギー調達に取り組むとともに、共同住宅や事業用ビルが多い本区の特性を活かした太陽光パネルの壁面設置等先進技術の積極的な導入を検討していきます。

【再生可能エネルギーの使用目標達成に向けた主な施策】

- 他自治体との連携による再生可能エネルギーの調達
- 再生可能エネルギー電力への切替促進
- 再生可能エネルギー機器の普及促進、次世代太陽光パネル等の先進技術の導入

(4)脱炭素社会の実現に向けたロードマップ・将来イメージ図

長期目標として令和32(2050)年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すにあたり、図 3-4のとおり気候変動(緩和策)を推進していきます。また、これにより実現を目指す令和32(2050)年の中央区のゼロカーボンシティのイメージを図3-5に示します。

なお、中期目標の達成に向けた取組の詳細は第4章に掲載します。



図 3-4 本計画におけるロードマップ

※1 ナッジ

…行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法。

※2 MaaS

…地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

※3 CCU

…二酸化炭素(CO₂)回収・有効利用のこと。発電所や化学工場等から排出された二酸化炭素(CO₂)を、ほかの気体から分離して集め、利用しようというもの。火力発電の二酸化炭素(CO₂)排出量をおさえるための取組の一つ。

※4 プロシューマー

…「プロデューサー(producer:生産者)」と「コンシューマー(consumer:消費者)」を組み合わせた造語で、エネルギー分野においては、住宅やビル、工場の電力の消費者が、太陽光発電等で電力を生み出す側でもあることを指す。

※5 藻場

…海藻が茂る場所を指し、海藻や植物プランクトンの光合成により二酸化炭素(CO₂)を吸収するとともに、海底の堆積物として二酸化炭素(CO₂)を固定する役割を果たす。



図 3-5 将来イメージ図

3-3 コベネフィットへの貢献

国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の諸課題が複合化していることを受け、環境面に関する取組を通じて経済面・社会面の課題解決に貢献することや、経済面・社会面の取組を通じて環境面の課題解決に貢献することが示されています。

さらに、令和3年(2021)年に改訂された国の「地球温暖化対策計画」においては、基本的な考え方として、“環境・経済・社会の統合的向上”を掲げ、経済の発展や地域の活性化、自然との共生を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進するとしています。

また、積極的に地球温暖化対策を行うことで、「経済と環境の好循環」を実現していく必要があり、民間企業が脱炭素化の取組に挑戦しやすい環境を作ることが必要であると示しています。

本計画においても、地球温暖化対策の推進を通じて、中央区の地域社会の活性化と産業振興に貢献していくことを目指します。

地球温暖化対策を通じて貢献する主なコベネフィット※1

環境分野

- 太陽光発電設備や蓄電池、コージェネレーションシステム※2等の高効率機器、電気自動車等の導入
- 環境に配慮した移動の促進
- 脱炭素技術の導入
- 3Rの普及・促進による、資源の再利用(リユース)およびリサイクル
- 食品ロスの削減
- 公園や緑地、水辺環境の整備
- ゼロエミッション・ビークル(ZEV)の普及促進等
- 環境学習・環境教育の場所や機会の提供

社会分野

- 災害等の非常時のエネルギー対応力の強化、電力供給の逼迫の回避
- 交通の利便性の向上
- ごみ出しルールを守り適切に管理することによるまちの美化
- 快適な歩行環境や、潤いとみどりを感じられる安らぎ空間の提供
- 健康的な暮らしの提供
- 若い世代や区民、事業者に対する生涯にわたる学びの機会の提供
- 地域コミュニティの強化
- さまざまな学習活動の推進等の多様な学びの創出

経済分野

- 脱炭素技術・産業の振興、事業採算性の改善
- 電力供給の逼迫の回避
- 経済の循環性の向上、カーボンニュートラルの取組による企業価値の向上
- 食品ロス削減による利益率向上

※1 コベネフィット…ある一つの取組を行うことで同時に追及し得る便益

※2 コージェネレーションシステム

…2つのエネルギーを同時に生産し供給する仕組み。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。発電の燃料には、天然ガス、石油、LPガス、バイオマス等が使われている。

第4章 気候変動（緩和策）

4-1 施策体系

6つの基本目標の施策および取組のうち、二酸化炭素排出量の削減が見込まれるものを、以下に掲載します。

基本目標1 脱炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

【施策】	【具体的な取組】
1 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進	① 中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及促進 ② 住宅など建築物のエネルギーの効率化 ③ 再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進 ④ 次世代太陽光パネル等の先進技術の導入
2 区が率先して行う温暖化対策	① 「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の推進 ② 公園灯・街路灯のLED化の推進 ③ 中央清掃工場の余熱利用 ④ 道路工事における低炭素アスファルトの活用
3 都市づくりにおける脱炭素化	① 開発事業者に対する要請
4 環境に配慮した移動の促進	① ZEVの普及促進 ② 自転車利用の促進（コミュニティサイクル） ③ 江戸バスの運行改善 ④ ウォークアブルな空間整備の促進
5 「中央区の森」その他の森林保全活動	① 「中央区の森」事業の推進 ② 森林環境贈与税の活用（複数区での共同連携） ③ 公共建築物等における木材利用
6 再生可能エネルギー電力の調達と活用の促進	① 他自治体との都市間連携の推進 ② 再生可能エネルギー電力への切替促進
7 水素エネルギーの導入促進	① 水素エネルギーに関する普及・啓発 ② ZEVの普及促進 ③ 再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進

基本目標3 循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

【施策】	【具体的な取組】
12 清掃・リサイクル事業の推進	③ 食品ロスの削減 ④ 資源回収方法の多様化 ⑥ プラスチック製容器包装等の分別徹底の促進 ⑦ リサイクルハウスの運営

※ 各施策および各取組の番号は、本編第4章に掲載の番号と対応しているため、一部欠番となっています。

基本目標4 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

【施策】

【具体的な取組】

13 水とみどりの
ネットワークの形成

- ① 公園・児童遊園等の整備
- ② 街路樹の整備
- ③ 水辺環境の整備

14 緑化の促進

- ① 公共施設の緑化
- ② 民間施設の緑化促進

15 生物多様性の保全

- ① 「中央区の森」事業の推進（再掲）

基本目標5 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

【施策】

【具体的な取組】

16 ヒートアイランド対策の
推進

- ③ 公園・児童遊園等の整備（再掲）
- ④ 街路樹の整備（再掲）
- ⑤ 水辺環境の整備（再掲）
- ⑥ 公共施設の緑化（再掲）
- ⑦ 民間施設の緑化促進（再掲）

18 大気環境の保全

- ① ZEVの普及促進（再掲）
- ② エコドライブの普及促進

基本目標6 学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

【施策】

【具体的な取組】

21 環境保全意識の普及啓発

- ④ 「中央区の森」事業の推進（再掲）
- ⑤ リサイクルハウスの運営（再掲）

22 家庭・事業所における
省エネルギー行動の促進
（再掲）

- ① 中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及促進
- ② 住宅など建築物のエネルギーの効率化
- ③ 再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進
- ④ 次世代太陽光パネル等の先進技術の導入

※ 各施策および各取組の番号は、本編第4章に掲載の番号と対応しているため、一部欠番となっています。

4-2 二酸化炭素排出量削減に関する取組

4-1で示した二酸化炭素排出量削減に関する取組について、削減効果の見込みおよび各主体の取組を施策ごとに示します。

なお、「具体的な取組」は、計画期間中にあっても、社会情勢や技術革新等の動向を踏まえ、見直しを行っていきます。

・施策1 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

＜具体的な取組＞

①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進

日常生活や事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減していくため、WEB等を活用した新たな中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及を図り、家庭や事業所の行動変容を促し、広く省エネルギー活動の輪を広げます。

②住宅など建築物のエネルギーの効率化

家庭や事業所でエネルギー使用の最適化に向け、新築の建築物は、ZEHやZEB等の省エネルギーかつ再生可能エネルギーを活用した、二酸化炭素の排出削減に寄与するものへの転換を図るため、普及啓発に取り組みます。

③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進

区内の住宅・共同住宅および事業所に対する導入費助成を充実し、再生可能エネルギーや水素の活用(家庭用燃料電池等)、省エネルギー機器のさらなる普及を促進します。

④次世代太陽光パネル等の先進技術の導入

技術革新の動向を踏まえ、共同住宅や事業用ビルが多い本区の特性を活かした太陽光パネルの壁面設置や、軽量・柔軟等の特徴を兼ね備えた次世代太陽電池の活用等、先進技術の積極的な導入を検討します。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12(2030)年度)
①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進	24,635
②住宅など建築物のエネルギーの効率化	6,222
③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進	4,773

＜各主体の取組＞

区民の取組

- ・ 照明器具や電化製品を使用しないときはプラグを抜いたり電源をオフにするなど待機電力を減らし、消費電力を抑えるよう心がけましょう。
- ・ 冷暖房機器は適切な温度設定を心がけましょう。
- ・ 住宅の新築・増改築時は、通風性や自然光の有効活用に配慮し、断熱材や複層ガラス窓を活用した省エネルギー性能の高い建築に努めましょう。
- ・ スマートメータやIoTを活用したHEMSの導入や、再生可能エネルギー活用によるZEB化・ZEH化を検討しましょう。
- ・ 電化製品や機材・設備を購入するときは、省エネ型のものを選択し、適正に使用しましょう。
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギーで発電した電力の購入を検討しましょう。

事業者の取組

- ・ 省エネ法を遵守し、事業所のエネルギー使用量の把握に努めましょう。
- ・ 事業所の新築・増改築時は、通風性が良く、自然光を有効活用できる設計となるよう配慮し、断熱材や複層ガラス窓を活用した省エネルギー性能の高い建築に努めましょう。
- ・ スマートメータやIoTを活用したBEMS、省エネと再生可能エネルギー活用によるZEB化を検討しましょう。
- ・ 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択し、適正に使用しましょう。
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギーで発電した電力の購入を検討しましょう。

・施策2 区が率先して行う温暖化対策

＜具体的な取組＞

①「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の推進

本区は温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくため、大規模事業者として、率先して事業活動に伴う電気、都市ガス、燃料等の使用量を削減していくとともに、エネルギー使用量の見える化や設備の適正運用の徹底等により、中央区環境マネジメントシステムの取組を一層推進します。また、公共施設の整備に際しては、省エネ性能が高い機器やコージェネレーションシステム等の高効率機器、再生可能エネルギー機器のほか、屋上・壁面緑化の積極的な導入に加え、再生可能エネルギー等の利活用やさまざまな省エネルギー技術の導入によるZEB化の実現を目指します。

②公園灯・街路灯のLED化の推進

照明の省電力・長寿命化を図るため、区内の公園や街路におけるLED照明灯の導入を推進します。

③中央清掃工場の余熱利用

中央清掃工場から供給される蒸気を温水に変換し、隣接する晴海地域交流センターへ供給するとともに、新たに整備する晴海西小学校および晴海西中学校へ供給し、エネルギーとして有効活用を図ります。

④道路工事における低炭素アスファルトの活用

道路の改修工事等において、二酸化炭素排出量の抑制が見込める低炭素（中温化）アスファルト混合物の活用を検討します。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み〔t-CO ₂ /年〕 （中期目標年度：令和12（2030）年度）
①「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の推進	15,039
②公園灯・街路灯のLED化の推進	106

・施策3 都市づくりにおける脱炭素化

①開発事業者に対する要請

脱炭素社会実現に向けて、関連条例や要綱等を見直し、開発事業において事業者に対し要請する環境配慮項目としてZEB化・ZEH化の項目を増やします。

・施策4 環境に配慮した移動の促進

＜具体的な取組＞

①ZEVの普及促進

ZEVの普及を一層推進するため、区庁有車においても積極的に導入を進めます。

また、電気エコ(急速充電)スタンドや水素ステーションの周知を図るとともに、民間施設における電気自動車充電設備の整備を促進します。

②自転車利用の促進(コミュニティサイクル)

環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルに関する情報発信を行います。

また、利便性の向上を図るため、サイクルポートを拡大するとともに、相互乗入区と連携して広域相互利用を推進します。

③江戸バスの運行改善

交通不便エリアの解消と公共施設へのアクセス向上のため、江戸バスと都営バスや東京BRT^{※1}等の既存公共交通との乗り継ぎ利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進します。

また、技術開発の動向を見ながら、環境に配慮した車両の導入を検討します。

④ウォーカブルな空間整備の促進

移動における脱炭素化を促進するため、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有する都市再生推進法人等と連携し、景観や環境の改善等による「居心地が良く歩きたくなる」ウォーカブル^{※2}な空間整備を促進します。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12(2030)年度)
①ZEVの普及促進	20,232
②自転車利用の促進(コミュニティサイクル)	121
③江戸バスの運行改善	132

＜各主体の取組＞

区民の取組

- ・ 自動車を購入する際は、EVやFCV等ZEVを選択するよう努めましょう。
- ・ 移動の際は、環境にやさしい自転車や公共交通機関を活用しましょう。

事業者の取組

- ・ 事業用自動車を購入する際は、EVやFCV等ZEVを選択するよう努めましょう。
- ・ 事業所の敷地へのサイクルポートの設置を検討しましょう。
- ・ 通勤や事業活動での移動の際は、環境にやさしい自転車や公共交通機関を活用しましょう。

※1 BRT…連節バス、バス専用道路、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。
(「都市づくりのガイドライン-東京の未来を創ろう-」(東京都都市整備局)より)

※2 ウォーカブル…「歩く(walk)」と「できる(able)」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」といった語感をもっている。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進している。

・施策5 「中央区の森」その他の森林保全活動

＜具体的な取組＞

①「中央区の森」事業の推進

i. 森林保全活動の取組

二酸化炭素の吸収源や生物多様性の保全、土砂災害の防止等、多様な機能をもつ森林を荒廃から守り、育てるため、東京都西多摩郡檜原村の森林保全活動を支援していくことにより、行政区域を越えた広域的な視点からの地球温暖化対策を推進していきます。

また、区民等の現場体験の利用等も想定しているため、保全活動の対象地を利便性の良い場所に拡大します。

ii. カーボンオフセット※の取組

森林保全活動を支援している協定地における二酸化炭素吸収量を算出することにより、森林の多面的機能の発揮および森林整備のさらなる促進を図ります。

②森林環境譲与税の活用(複数区での共同連携)

特別区長会調査研究機構の調査報告書に基づき、特別区と多摩地域の市町村、東京都が連携して取り組む広域的な森づくりを推進していきます。取組の内容は、森林整備、カーボンオフセット、木材活用および現場体験の4事業とし、今後事業の具体化に向け、参加自治体で協議を行います。

③公共建築物等における木材利用

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(令和3年10月1日施行)」に基づき、「(仮称)公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定するとともに、区施設の改修・整備に併せ木材を積極的に活用します。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12(2030)年度)
①「中央区の森」事業の推進	46

※ カーボンオフセット

…日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。

・施策6 再生可能エネルギー電力の調達と活用の促進

＜具体的な取組＞

①他自治体との都市間連携の推進

本区においては、未利用地が他自治体に比べて極端に少なく、土地の確保が困難であるため、再生可能エネルギー設備等設置のための適地を持つ他自治体との連携により、区域外から再生可能エネルギー等の調達を検討します。

②再生可能エネルギー電力への切替促進

電力に起因する温室効果ガスの排出量削減を図るため、区域内における再生可能エネルギー電力（再エネ電力）への切替を促進します。

なお、一般的には再エネ電力は通常電力と比べ割高になるため、オークション等を利用した価格の適正化が図れる事業等について普及啓発を図ります。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度)
①他自治体との都市間連携の推進	190,939
②再生可能エネルギー電力への切替促進	

・施策7 水素エネルギーの導入促進

＜具体的な取組＞

①水素エネルギーに関する普及・啓発

利用時に二酸化炭素を排出せず、天候に影響されことなく長時間大量にエネルギーを貯蔵できる水素の活用に向け、東京都と連携して水素エネルギーのメリットや安全性等の普及啓発を行います。

また、グリーン水素※をはじめとした水素関連の技術開発や市場投入の動向を踏まえ、事業者・東京都等と連携を深め、需給両面での水素の普及拡大を促進します。

②ZEVの普及促進（基本目標1 施策4① 再掲）

③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進（基本目標1 施策1③ 再掲）

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度)
②ZEVの普及促進（再掲）	20,232

※ グリーン水素

…再生可能エネルギー等を使用し、製造工程においても二酸化炭素(CO₂)を排出せずにつくられた水素を指す。

・施策 12 清掃・リサイクル事業の推進

＜具体的な取組＞

③食品ロスの削減

飲食店をはじめ、区内の食品関連事業者（食品の卸売・小売・製造・加工・流通業者）等と連携し、さまざまな機会を捉えて、フードドライブや食べきり協力店制度の実施等による食品ロスの削減に取り組み、ごみの発生抑制を促進します。

④資源回収方法の多様化

資源回収方法の多様化を図るため、地域における自主的なリサイクル活動である「集団回収」に対する支援や普及・啓発を行うとともに、小学校等身近な場所に資源を持ち寄り「拠点回収」の利用促進を図ります。さらに、パソコンを含む小型家電について、民間企業と連携した宅配回収を実施するなど、区民の利便性の向上も図ります。

⑥プラスチック製容器包装等の分別徹底の促進

プラスチック製容器包装等の分別については、冊子「ごみと資源の分け方・出し方」等の情報媒体を通じて周知を図っていますが、さらに回収量を増加させていくために、区民が「さっと洗って分別する」行動をとれるように周知を促進し、資源化を進めます。

⑦リサイクルハウスの運営

区内に2カ所設置されている、リサイクルハウスにおいて、不用品販売、不用品交換情報の掲示等を実施し、資源再使用への取組を促進します。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度)
③食品ロスの削減	5,093
④資源回収方法の多様化	1,001
⑥プラスチック製容器包装等の分別徹底の促進	
⑦リサイクルハウスの運営	3,116

<各主体の取組>

区民の取組

- ・ 購入した食品・食材を消費しきれるよう保存を工夫し、消費しきれない未利用食品は、フードドライブへ寄付しましょう。
- ・ 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入・注文するように心がけましょう。
- ・ 資源ごみの集団回収や拠点回収を利用しましょう。
- ・ 不用となった製品は、本区のリサイクルハウスや資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し再使用・再利用に努めましょう。

事業者の取組

- ・ 飲食店は小盛りやハーフサイズでの提供等により、「ちゅうおう食べきり協力店」へ登録し、食品ロスの削減に努めましょう。

・施策13 水とみどりのネットワークの形成

＜具体的な取組＞

①公園・児童遊園等の整備

老朽化が進んだ公園・児童遊園については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。

また、複数の公園等で機能を分担・特化させるなど有効活用を図り、多様化するニーズに対応していきます。さらに、大規模開発や公共用地の活用等さまざまな機会を捉えて新たな公園・児童遊園の整備を進めます。

②街路樹の整備

道路整備や再開発等に合わせ、高木・中低木を組み合わせた複層的な植栽や、地域の文化や歴史性等にも配慮した樹種選定により、快適で美しい街路環境の形成を図ります。

③水辺環境の整備

誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備するため、東京都による朝潮運河等の護岸基盤整備に合わせ、自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出していきます。

また、水辺の回遊性を高めるため、遊歩道の連続化を図るとともに、大規模開発等の機会を捉え、水辺からの景観に配慮したまちづくりを促進し、にぎわいの創出を図ります。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度)
①公園・児童遊園等の整備	3※
③水辺環境の整備	
②街路樹の整備	12

※公園・緑地等を含む都市緑化による吸収量の合計値

＜各主体の取組＞

事業者の取組

- ・ 再開発等に合わせて事業所の敷地や建物を緑化するなど、地域の緑の創出や保全活動に協力しましょう。

・施策 14 緑化の促進

＜具体的な取組＞

①公共施設の緑化

多くの区民等が日常的に利用する公共施設について、都市緑化の先導的施設となるよう、積極的な緑化整備を行います。

②民間施設の緑化促進

緑豊かな都市景観の形成を図るため、民間施設の緑化について、緑地確保に向けた指導や助成を行います。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度)
①公共施設の緑化	3※
②民間施設の緑化促進	

※公園・緑地等を含む都市緑化による吸収量の合計値

＜各主体の取組＞

区民の取組

- ・ 庭やベランダ等の緑化に努めましょう。
- ・ 私有地の緑を適正に維持管理しましょう。

事業者の取組

- ・ 事業所の敷地への植樹や壁面・屋上の緑化に努めましょう。
- ・ 事業所の敷地の緑を適正に維持管理しましょう。

・施策 15 生物多様性の保全

＜具体的な取組＞

①「中央区の森」事業の推進(基本目標1 施策5① 再掲)

- i. 森林保全活動の取組

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度)
①「中央区の森」事業の推進	46

・施策 16 ヒートアイランド対策の推進

＜具体的な取組＞

- ③公園・児童遊園等の整備(基本目標4 施策 13① 再掲)
- ④街路樹の整備(基本目標4 施策 13② 再掲)
- ⑤水辺環境の整備(基本目標4 施策 13③ 再掲)
- ⑥公共施設の緑化(基本目標4 施策 14① 再掲)
- ⑦民間施設の緑化促進(基本目標4 施策 14② 再掲)

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度）
③公園・児童遊園等の整備（再掲）	3※
⑤水辺環境の整備（再掲）	
⑥公共施設の緑化（再掲）	
⑦民間施設の緑化促進（再掲）	
④街路樹の整備（再掲）	12

※公園・緑地等を含む都市緑化による吸収量の合計値

＜各主体の取組＞

区民の取組

- ・ 庭やベランダ等の緑化に努めましょう。
- ・ 私有地の緑を適正に維持管理しましょう。

事業者の取組

- ・ 再開発等に合わせて事業所の敷地や建物を緑化するなど、地域の緑の創出や保全活動に協力しましょう。
- ・ 事業所の敷地への植樹や壁面・屋上の緑化に努めましょう。
- ・ 事業所の敷地の緑を適正に維持管理しましょう。

・施策 18 大気環境の保全

＜具体的な取組＞

①ZEVの普及促進(基本目標1 施策4① 再掲)

②エコドライブの普及促進

大気汚染物質や二酸化炭素の排出を削減するため、広報紙や懸垂幕の掲出による周知や事業者に対してアイドリング・ストップのステッカーを配布するなど、エコドライブを推奨します。

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度)
① Z E V の普及促進（再掲）	20,232
②エコドライブの普及促進	6,857

＜各主体の取組＞

区民の取組

- ・ 自動車を購入する際は、EVやFCV等ZEVを選択するよう努めましょう。
- ・ 自動車の運転の際は急発進・急停車やアイドリングをしない、 unnecessary 荷物は載せないなど、エコドライブに努めましょう。

事業者の取組

- ・ 事業用自動車を購入する際は、EVやFCV等ZEVを選択するよう努めましょう。
- ・ 事業用自動車の運転の際は急発進・急停車やアイドリングをしない、 unnecessary 荷物は載せないなど、エコドライブに努めましょう。
- ・ 自動車の走行ルートを改善し、走行距離を短縮するよう努めましょう。

・施策 21 環境保全意識の普及啓発

＜具体的な取組＞

- ④「中央区の森」事業の推進(基本目標1 施策5① 再掲)
- ⑤リサイクルハウスの運営(基本目標3 施策 12⑦ 再掲)

＜削減効果の見込み＞

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12（2030）年度)
④「中央区の森」事業の推進（再掲）	46
⑤リサイクルハウスの運営（再掲）	3,116

＜各主体の取組＞

区民の取組

- ・ 長く利用できる・修理しやすい製品や、廃棄の際に環境への負荷が少ない製品を購入・利用しましょう。
- ・ 不用となった製品は、本区のリサイクルハウスや資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し再使用に努めましょう。

・施策 22 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

(基本目標1 施策1 再掲)

<具体的な取組>

- ①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進
- ②住宅など建築物のエネルギーの効率化
- ③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進
- ④次世代太陽光パネル等の先進技術の導入

<削減効果の見込み>

取組	削減見込み [t-CO ₂ /年] (中期目標年度：令和12(2030)年度)
①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進(再掲)	24,635
②住宅など建築物のエネルギーの効率化(再掲)	6,222
③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進(再掲)	4,773

<各主体の取組>

区民の取組

- ・ 照明器具や電化製品を使用しないときはプラグを抜いたり電源をオフにするなど待機電力を減らし、消費電力を抑えるよう心がけましょう。
- ・ 冷暖房機器は適切な温度設定を心がけましょう。
- ・ 住宅の新築・増改築時は、通風性や自然光の有効活用に配慮し、断熱材や複層ガラス窓を活用した省エネルギー性能の高い建築に努めましょう。
- ・ スマートメータやIoTを活用したHEMSの導入や、再生可能エネルギー活用によるZEH化を検討しましょう。
- ・ 電化製品や機材・設備を購入するときは、省エネ型のものを選択し、適正に使用しましょう。
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギーで発電した電力の購入を検討しましょう。

事業者の取組

- ・ 省エネ法を遵守し、事業所のエネルギー使用量の把握に努めましょう。
- ・ 事業所の新築・増改築時は、通風性が良く、自然光を有効活用できる設計となるよう配慮し、断熱材や複層ガラス窓を活用した省エネルギー性能の高い建築に努めましょう。
- ・ 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択し、適正に使用しましょう。
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギーで発電した電力の購入を検討しましょう。

4-3 削減見込の算定

4-2で取組ごとに提示した削減効果の見込みについて、以下の方法を用いて算定しました。

表 4-1 取組ごとの削減見込みの算定方法

取組	対策見込み値		削減 見込み [t-CO ₂]	該当部門
	項目	考え方		
施策 1				
①中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及促進	省エネ活動実施世帯	総世帯数の1割以上として中央エコアクトの参加世帯数を設定	7,428	民生家庭
	省エネ活動実施事業所延べ床面積	基準年度以降に増加する業務系延べ床面積相当に対して運用改善および設備改修が行われたとして設定	17,207	民生業務
②住宅など建築物のエネルギーの効率化	省エネ活動実施世帯	「地球温暖化対策計画における削減量の根拠」の2030年度における新築住宅の高断熱化率100%に基づき設定	6,222	民生家庭
③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進	再エネ導入割合	区内の電力消費量の0.5%を再生可能エネルギー発電設備導入により賄うとして設定	4,773	再生可能エネルギー
施策 2				
①「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の推進	事務事業におけるCO ₂ 削減割合	国の「地球温暖化対策計画」に基づいて削減割合を設定	15,039	民生業務
②公園灯・街路灯のLED化の推進	LED導入本数	中央区役所における公園灯・街路灯LED化の予定本数に基づき設定	106	民生業務
施策 4				
①ZEVの普及促進	電気自動車の普及台数	「ゼロエミッション東京戦略」の2030年度における新車販売台数の非ガソリン化率100%に基づき設定	20,232	運輸 （自動車）
②自転車利用の促進（コミュニティサイクル）	コミュニティサイクルのサイクルポート数	市街地再開発に伴うサイクルポート増設数に基づき設定	121	運輸 （自動車）
③江戸バスの運行改善	ZEV化した江戸バスの走行距離	2030年度において全ての江戸バスをZEV化すると設定	132	運輸 （自動車）
施策 5				
①「中央区の森」事業の推進 i. 森林保全活動の取組	カーボンオフセット対象の森林保全面積	自治体間の連携による協定に基づき設定 （森林保全活動面積 54.9ha）	46	（吸収量）
①「中央区の森」事業の推進 ii. カーボンオフセットの取組				
施策 6				
①他自治体との都市間連携の推進	再エネ導入割合	区内の電力消費量の20%を再生可能エネルギー発電設備導入により賄うとして設定	190,939	再生可能エネルギー
②再生可能エネルギー電力への切替促進				
施策 7				
②ZEVの普及促進	電気自動車の普及台数	「ゼロエミッション東京戦略」の2030年度における新車販売台数の非ガソリン化率100%に基づき設定	20,232	運輸 （自動車）
施策 12				
③食品ロスの削減	生ごみ量の削減量	「中央区一般廃棄物処理基本計画2021」における食品ロス削減目標（家庭ごみ50%削減、区収集事業系ごみ5%削減）に基づき設定	5,093	廃棄物

取組	対策見込み値		削減 見込み [t-CO ₂]	該当部門
	項目	考え方		
④資源回収方法の多様化	可燃ごみに含まれるプラスチック	「東京都資源循環・廃棄物処理計画」におけるプラスチック焼却削減量 40%に基づき、20%を資源回収分として設定 (残り 20%は発生抑制)	1,001	廃棄物
⑥プラスチック製容器包装等の分別徹底の促進	ごみの排出量 (プラスチック製容器包装の分別回収対策後)			
⑦リサイクルハウスの運営	可燃ごみに含まれるプラスチックごみの排出量 (発生抑制対策後)	「東京都資源循環・廃棄物処理計画」におけるプラスチック焼却削減量 40%に基づき、20%を排出抑制として設定 (残り 20%は資源回収)	3,116	廃棄物
施策 13				
①公園・児童遊園等の整備	公園整備・	中央区役所における公園整備計画、街路樹の植栽計画等に基づき設定	3	(吸収量)
③水辺環境の整備	都市緑化面積			
②街路樹の整備	街路樹の整備		12	(吸収量)
施策 14				
①公共施設の緑化	公園整備・	中央区役所における公園整備計画等に基づき設定	3	(吸収量)
②民間施設の緑化促進	都市緑化面積			
施策 15				
①「中央区の森」事業の推進 i. 森林保全活動の取組	カーボンオフセット対象の森林保全面積	自治体間の連携による協定に基づき設定 (森林保全活動面積 54.9ha)	46	(吸収量)
施策 16				
③公園・児童遊園等の整備	公園整備・	中央区役所における公園整備計画、街路樹の植栽計画等に基づき設定	3	(吸収量)
⑤水辺環境の整備	都市緑化			
⑥公共施設の緑化	面積			
⑦民間施設の緑化促進				
④街路樹の整備	街路樹の整備			
施策 18				
①ZEVの普及促進	電気自動車の普及台数	「ゼロエミッション東京戦略」の 2030 年度における新車販売台数の非ガソリン化率 100%に基づき設定	20,232	運輸 (自動車)
②エコドライブの普及促進	エコドライブ実施台数	「地球温暖化対策計画における削減量の根拠」の 2030 年度におけるエコドライブ実施率 67%に基づき設定	6,857	運輸 (自動車)
施策 21				
④「中央区の森」事業の推進	カーボンオフセット対象の森林保全面積	自治体間の連携による協定に基づき設定 (森林保全活動面積 54.9ha)	46	(吸収量)
⑤リサイクルハウスの運営	可燃ごみに含まれるプラスチックごみの排出量 (発生抑制対策後)	「東京都資源循環・廃棄物処理計画」におけるプラスチック焼却削減量 40%に基づき、20%を排出抑制として設定 (残り 20%はリサイクル)	3,116	廃棄物
施策 22				
①中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及促進	省エネ活動実施世帯	総世帯数の 1 割以上として中央エコアクトの参加世帯数を設定	7,428	民生家庭
	省エネ活動	基準年度以降に増加する業務系延べ床面積相	17,207	民生業務

取組	対策見込み値		削減見込み [t-CO ₂]	該当部門
	項目	考え方		
	実施事業所延べ床面積	当に対して運用改善および設備改修が行われたとして設定		
②住宅など建築物のエネルギーの効率化	省エネ活動実施世帯	「地球温暖化対策計画における削減量の根拠」の2030年度における新築住宅の高断熱化率100%に基づき設定	6,222	民生家庭
③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進	再エネ導入割合	区内の電力消費量の0.5%を再生可能エネルギー発電設備導入により賄うとして設定	4,773	再生可能エネルギー

表 4-2 削減目標の内訳

(t-CO₂)

部門	平成25 (2013) 年度 排出量	令和12 (2030) 年度	
		削減量	平成25年度比 削減率
区の施策・取組による削減効果		278,240	12%
各部門における取組		82,466	—
再生可能エネルギーの区内での導入		4,773	—
区外からの調達※		190,939	—
吸収源対策		61	—
電力会社による取組等		760,869	32%
業界団体における取組		134,642	6%
合計	2,399,449	1,173,750	49%

※他自治体との都市間連携等を通じた、区外からの再生可能エネルギーによる発電電力の調達

中央区環境行動計画 2023(別冊)
「水とみどりにかこまれ 地球にやさしく
未来につなぐまち ゼロカーボンシティ 中央区」

令和5(2023)年3月

編集・発行 中央区環境土木部環境課
東京都中央区築地一丁目1番1号
電話 03(3546)5408

刊行物登録番号
5-006



中央区